

第3期八頭町障がい者計画
第7期八頭町障がい福祉計画
第3期八頭町障がい児福祉計画



令和6（2024）年3月

八 頭 町

目 次

第1部	総 論	1
第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景・趣旨	2
2	近年の障がい者支援や障がい福祉の動き	2～3
3	国の基本計画について	4
4	計画の位置付け	5
5	計画の期間	6
6	障がいのある人の定義	6
第2章	八頭町の現状について	
1	障がいのある人を取り巻く状況	7～13
2	障がい福祉サービスの利用者の状況	14～20
第2部	第3次 八頭町障がい者計画	21
第1章	計画の基本方針	
1	基本理念	22
2	基本目標	22～24
第2章	施策の展開	
基本目標1	住み慣れた地域で安心して暮らし続ける	
(1)	相談支援体制の充実・強化等への取組	25
(2)	福祉サービス等の充実	26
(3)	障がい児支援の充実	27
(4)	重度障がい児者(強度行動障がい児者、医療的ケア児者)の支援の強化	28
(5)	サービスの質の向上	28
(6)	人材の育成・確保	28～29
(7)	経済的支援	29～30
(8)	保健・医療体制の充実・確保	30～31
(9)	安全・安心な暮らしの確保	31～32
(10)	生活環境の整備	32
基本目標2	いきいきと自立した生活を送る	
(1)	情報アクセス・コミュニケーション支援の充実	33
(2)	雇用・就業等の支援	34～35
(3)	社会参加と交流の促進	36

基本目標3	互いに認め合い、支え合いながら共に暮らす	
	(1) 差別のない社会づくり	37
	(2) あいサポート運動の推進	37
	(3) 障がい及び障がい者に対する理解促進	37～38
	(4) ボランティア活動等の推進	39
第3部	第7期 八頭町障がい福祉計画、第3期 八頭町障がい児福祉計画	41
第1章	国の基本指針とサービス体系	
	1 国の基本指針	42
	2 障がい福祉サービス等の体系	42～43
第2章	基本指針に基づく目標値	
	1 障がい福祉サービス等の成果目標及び目標値	44～47
第3章	障がい福祉サービス等の見込み量について	
	1 障がい福祉サービスの実績及び見込み量について	48～58
	2 地域生活支援事業の実績及び見込み量	59～66
第4章	障がい児福祉サービスの見込み量について	
	1 障がい児福祉サービスの実績及び見込み量	67～68
	2 障がいのある子どもの支援体制整備の実績及び見込み量	69～71
第5章	計画の推進のために	
	1 計画の推進体制	72
	2 計画の評価・検証	72
用語解説		73～78

(注1)この計画の文章中、次のとおり「推進」と「促進」の用語を分けて使っています。

「推 進」・・・ 町が主体的に事業実施する場合

「促 進」・・・ 関係者が主体的に行うことを町が促してすすめる場合

(注2)鳥取県では平成21年11月28日より「障害」の表記の取扱いを定め、以後原則「障がい」と表記することとしたことから、この計画の文章中、次のとおり「障害」、「障がい」の用語を分けて使っています。

「障がい」・・・ 単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合

「障 害」・・・ 「障がい」と表記することにより、その用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある場合(例:法令等の名称、他の機関・大会等の名称等の固有名詞、医学用語等の専門用語として用いる場合、著作物を引用する場合)

(注3)この計画においては、見やすさ、読みやすさに配慮して、ユニバーサルデザインフォント(UDフォント)を使用しています。

第1部

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

平成 23 年(2011 年)に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず全ての国民が共生する社会を実現するため、地域社会における共生や社会的障壁の除去(差別の禁止)等が基本原則に定められました。また、障がいのある人の定義についても、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改められ、障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

本町では、国の「障害者基本法」に基づき、「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」の基本理念の下、平成 27(2015)年 3 月に「第 2 期障がい者計画」、令和 3(2021)年 3 月に「第 6 期八頭町障がい福祉計画・第 2 期八頭町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人の自立と社会参加を実現するためにさまざまな障がい者施策を展開してきました。

近年、障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化に伴い、福祉サービスの需要も多様化・複雑化し、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化してきていることから、国の新たな動きも踏まえ、令和 6(2024)年度を始期とする「第 3 期八頭町障がい者計画及び第 7 期八頭町障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」を策定します。

2 近年の障がい者支援や障がい福祉の動き

我が国においては、平成 18(2006)年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成 25(2013)年には新たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とすることが定められました。

さらに、平成 24(2012)年 10 月には「障害者虐待防止法」、平成 28(2016)年 4 月には「障害者差別解消法」、同年 5 月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成 28(2016)年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成 30(2018)年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元(2019)年の「読書バリアフリー法」施行、令和 2(2020)年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和 3(2021)年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和 4(2022)年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和 5(2023)年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和 6(2024)年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた法整備が行われています。

【 障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き 】

年	近年の主な動き
平成 18(2006)年	障害者自立支援法の施行(平成 18 年 4 月 1 日) バリアフリー法の施行(平成 18 年 12 月 20 日)
平成 23(2011)年	改正障害者基本法の施行(平成 23 年 8 月 5 日)
平成 24(2012)年	障害者虐待防止法の施行(平成 24 年 10 月 1 日)
平成 25(2013)年	障害者総合支援法の施行(平成 25 年 4 月 1 日) 障害者優先調達推進法の施行(平成25年4月1日)
平成 26(2014)年	障害者権利条約の発効(平成 26 年 2 月 19 日)
平成 27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行(平成 27 年 1 月 1 日)
平成 28(2016)年	障害者差別解消法の施行(平成 28 年 4 月 1 日) 改正障害者雇用促進法の施行(平成 28 年 4 月 1 日) 成年後見制度利用促進法の施行(平成 28 年 5 月 13 日) 改正発達障害者支援法の施行(平成 28 年 8 月 1 日)
平成 30(2018)年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行(平成 30 年 4 月 1 日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行(平成 30 年 6 月 13 日)
令和元(2019)年	読書バリアフリー法の施行(令和元年 6 月 28 日)
令和 2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行(令和 2 年 4 月 1 日) 改正バリアフリー法の一部施行(令和 2 年 6 月 19 日)
令和 3(2021)年	医療的ケア児支援法の施行(令和 3 年 9 月 18 日)
令和 4(2022)年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 (令和 4 年 5 月 25 日)
令和 5(2023)年	障害者基本計画(第 5 次計画)の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行(令和 5 年 4 月 1 日)
令和 6(2024)年	改正障害者差別解消法の施行(令和 6 年 4 月 1 日) 改正障害者雇用促進法の一部施行(令和 6 年 4 月 1 日)

3 国の基本計画について

(1)障害者基本計画(第5次)の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき「障害者基本計画(第5次)(計画期間:2023~2027年度)を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画について位置づけています。本町においても国の動向を踏まえ、障がい者施策の充実に向けた取組に努めることとします。

【 第5次障害者基本計画概要 】

○基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

○基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

○各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

○施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保
2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

○各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保険・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の進行
11. 国際社会での協力・連携の推進

4 計画の位置づけ

○八頭町障がい者計画【9か年計画】

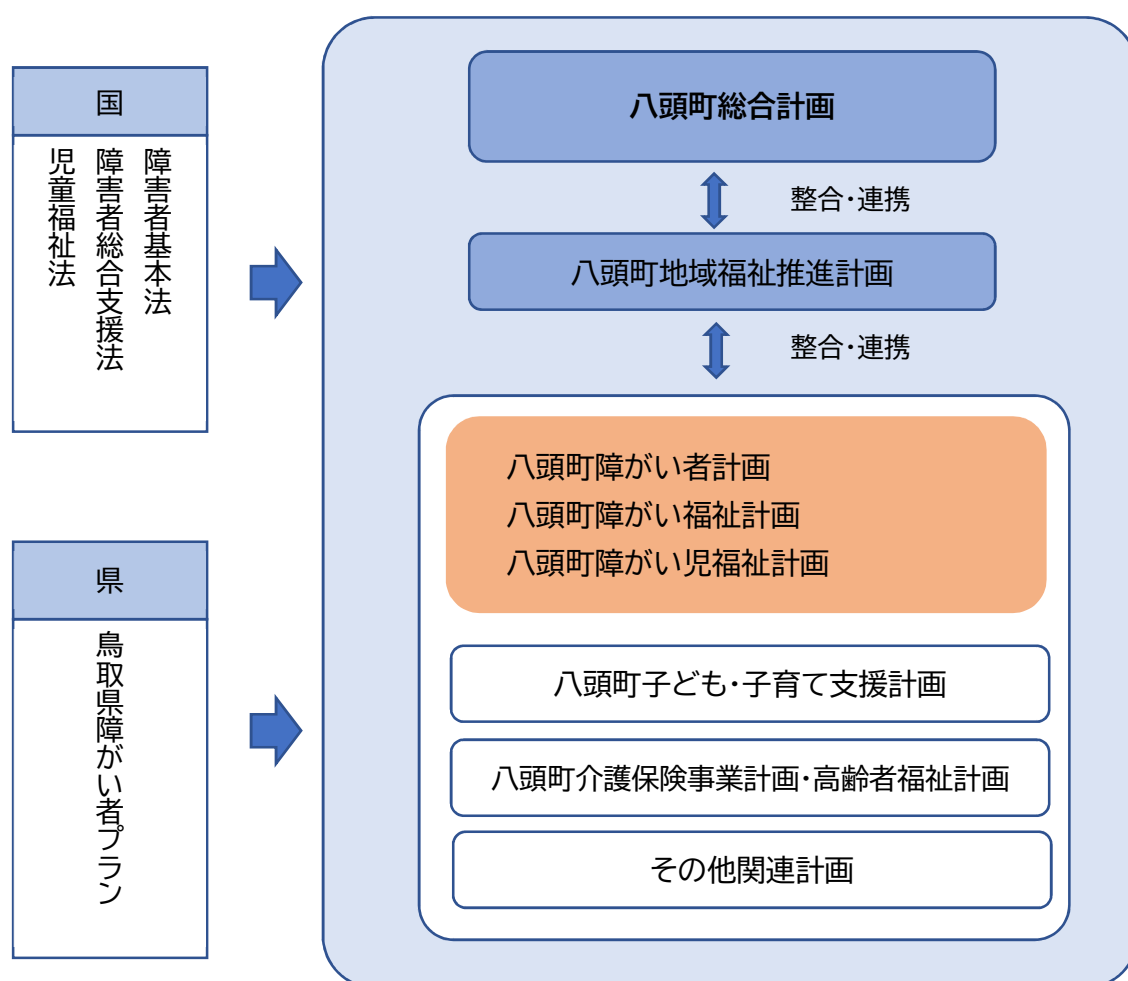
この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

○八頭町障がい福祉計画【3か年計画】

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本町の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○八頭町障がい児福祉計画【3か年計画】

この計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



5 計画の期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総合計画	第2次 総合計画	第3次総合計画【令和16年(2034年)まで】				
地域福祉計画	第3期地域福祉推進計画					
障がい者計画	第3期障がい者計画					
障がい福祉計画	第7期障がい福祉者計画			第8期障がい福祉計画		
障がい児計画	第3期障がい児計画			第4期障がい児計画		
子ども・子育て 支援事業計画	第2期子ども・ 子育て支援 事業計画	第3期子ども・子育て支援事業計画				
高齢者保健福祉 計画・介護保険 事業計画	第9期介護保険事業計画・高齢者福祉 計画			第10期介護保険事業計画・高齢者福祉 計画		

6 計画とSDGs(持続可能な開発目標)

本町では、2023年8月に「八頭町SDGs未来都市計画 ～人が輝き 未来が輝くまち 八頭町～」を策定し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに向けてさまざまな取組を進めています。

本計画においてもSDGsの17のゴールのうち特に関連性のある、「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を念頭に、目標の達成を目指します。



※「SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)」とは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の目標であり、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。17のゴールと169のターゲット、232の指標で構成されています。



7 障がいのある人の定義

本計画では、障害者基本法第2条で定められる「身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を「障がいのある人」と定義します。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者です。

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業所や福祉関係団体等による相談支援や障がい福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

第2章 八頭町の現状について

1 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

【人口】

区分	人口	14歳未満	15～64歳	65歳以上
男	7,657人	870人	4,171人	2,616人
女	8,306人	862人	4,083人	3,361人
合計	15,963人	1,732人	8,254人	5,977人

(令和5年3月31日現在)

【障害者手帳所持者の状況】

区分	手帳所有者	18歳未満	18～64歳	65歳以上
身体障がい者	712人	13人	151人	548人
	100%	1.8%	21.2%	77.0%
知的障がい者	149人	19人	113人	17人
	100%	12.8%	75.8%	11.4%
精神障がい者	213人	6人	151人	56人
	100%	2.8%	70.9%	26.3%
計	1,074人	38人	415人	621人
	100%	3.5%	38.6%	57.8%

(令和5年3月31日現在)

○令和5年3月31日現在における八頭町の人口は15,963人です。

そのうち、障害者手帳所持者は1,074人で、総人口の6.73%を占めています。

○令和5年3月31日現在、障害者手帳所持者の内訳は、身体障がいのある人が712人、知的障がいのある人が149人、精神障がいのある人が213人で、身体障がいのある人が全体の6割以上を占めています。

○年齢別にみると、障害者手帳保持者の57.8%が65歳以上の高齢者となっています。身体障がいのある人では65歳以上の高齢者が7割以上を占め、知的障がい、精神障がいのある人では18～64歳が7割以上を占めています。

(2)身体障がいのある人の状況

①等級別

区 分	手 帳 所持者数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成30年度	834人	243人	140人	131人	209人	49人	62人
	100%	29.1%	16.8%	15.7%	25.1%	5.9%	7.4%
令和元年度	787人	232人	131人	121人	198人	47人	58人
	100%	29.5%	16.6%	15.4%	25.2%	6.0%	7.3%
令和2年度	799人	232人	135人	123人	204人	48人	57人
	100%	29.0%	16.9%	15.4%	25.5%	6.0%	7.2%
令和3年度	785人	228人	127人	115人	211人	49人	55人
	100%	29.0%	16.2%	14.7%	26.9%	6.2%	7.0%
令和4年度	761人	236人	125人	106人	202人	44人	48人
	100%	31.0%	16.5%	13.9%	26.5%	5.8%	6.3%

(各年度3月31日現在)

○手帳所持者数では、全体的に減少傾向にあります。4級保持者が微増しています。なお、内部障がいである人工透析患者はほぼ1級となります。

○手帳所持者の等級の占める割合では、1級～3級で約6割を占めています。

②種類別

区 分	手 帳 所持者数	視覚障がい	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい
平成30年度	834人	56人	90人	7人	475人	198人
	100%	6.7%	10.8%	0.8%	57.0%	23.7
令和元年度	787人	56人	85人	3人	452人	191人
	100%	7.1%	10.8%	0.4%	57.4%	24.3
令和2年度	799人	57人	82人	8人	446人	206人
	100%	7.1%	10.3%	1.0%	55.8%	25.8
令和3年度	785人	52人	82人	8人	431人	212人
	100%	6.6%	10.5%	1.0%	54.9%	27.0%
令和4年度	761人	44人	79人	8人	407人	215人
	100%	5.8%	10.4%	2%	53.5%	28.3%

(各年度3月31日現在)

○種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

○心臓や腎臓、直腸、ぼうこう等の機能に障がいのある内部障がいは、増加傾向にあります。

(3)知的障がいのある人の状況

①障がい程度別

区 分	手帳所有者数	A判定	B判定
平成30年度	155人	49人	106人
	100%	31.6%	68.4%
令和元年度	152人	46人	106人
	100%	30.3%	69.7%
令和2年度	154人	47人	107人
	100%	30.5%	69.5%
令和3年度	157人	46人	111人
	100%	29.3%	70.7%
令和4年度	159人	46人	113人
	100%	28.9%	71.1%

(各年度3月31日現在)

○知的障がいのある人の障がい程度をみると、B判定（軽度）所持者が7割を占めています。

(4) 精神障がいのある人の状況

①障がい程度別

区 分	手帳所有者数	1級	2級	3級
平成30年度	193人	36人	143人	14人
	100%	18.7%	74.1%	7.2%
令和 元年度	195人	33人	144人	18人
	100%	16.9%	73.9%	9.2%
令和2年度	209人	33人	153人	23人
	100%	15.8%	73.2%	11.0%
令和3年度	211人	30人	156人	25人
	100%	14.2%	73.9%	11.9%
令和4年度	214人	30人	159人	25人
	100%	14.0%	74.3%	11.7%

(各年度3月31日現在)

○精神障がいのある人は年々増加傾向にあります。

障がいの程度をみると、2級所持者が7割以上を占めています。

②自立支援医療（精神通院）受給者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	251人	256人	281人	320人

（各年度3月31日現在）

○自立支援医療（精神通院）の受給者は、令和4年度末で320人と年々増加傾向にあります。

(2) 難病のある人の状況

(1) 特定疾患認定患者数、小児慢性特定疾患認定患者数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患認定患者	125人	123人	139人	132人	140人
小児慢性特定疾患認定患	15人	16人	16人	17人	14人
合 計	140人	139人	155人	149人	154人

（各年度3月31日現在 鳥取市保健所）

○難病のある人の状況は、令和4年度で特定疾患認定患者が154人と増加傾向にあります。また、小児慢性特定疾患認定患者は14人と減少しています。

(3) 障がいのある人の雇用状況

(1) 雇用率の状況

区 分	八頭町	鳥取県民間企業	全国平均
障がい者雇用率	2.52 %	2.47 %	2.33%

（令和5年6月1日現在 鳥取労働局）

○令和5年6月1日における八頭町役場の障がい者雇用率は2.52%で、国及び地方公共団体の障がい者雇用率が2.96%となるので、若干下回っていますが、法定雇用率は達成できています。

○令和4年6月1日における鳥取県民間企業の障がい者雇用率は2.47%で、民間企業の法定雇用率である2.3%を上回っています。なお、全国平均は2.33%となっています。

○令和5年度から法定雇用率が民間企業は2.7%、国、地方公共団体は3.0%に改定されたことから更なる取組への強化が必要となります。

(2) 福祉施設から一般就労への移行状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)
一般就労への移行	4人	2人	2人	3人

(各年度3月31日現在、令和5年度のみ9月30日現在 福祉課)

○福祉就労から一般就労への移行は、令和2年度は4人と一時的に増えましたが、令和3年度、4年度は横ばい、令和5年度は3人を見込んでいます。

ただし、一般就労につながっても就労定着をすることが難しく、また福祉就労につながるか、もしくは中断となってしまうケースがあることが課題となっています。

(4) 民生委員・児童委員等の状況

(1) 民生委員・児童委員数、身体・知的障がい者相談員の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員	60人	59人	58人	56人
主任児童委員	3人	3人	3人	3人
身体障がい者相談員	4人	4人	3人	2人
知的障がい者相談員	3人	3人	3人	3人

(各年度4月1日現在)

○令和5年度において、民生委員・児童委員は59名です。そのうち、3名が主任児童委員です。

また、身体障がい者相談員は2名、知的障がい者相談員は3名です。

(5) 保健サービスの利用状況

(1) 乳幼児健康診査受診率の状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3～4か月児健診	97.6%	98.8%	96.2%	98.7%	98%
6か月児健診	100%	100%	98.1%	97.3%	97.9%
9～10か月児健診	92.1%	97.7%	97.0%	96.8	96.2%
1歳6か月児健診	99.2%	100%	100%	100%	100%
3歳児健診	99%	98.4%	100%	100%	100%
5歳児健診	99.2%	99.1%	99.0%	98.5%	96.5%

(各年度3月31日現在 保健課)

※地域保健事業報告より抜粋

○乳幼児期の身体発育や精神発達の疾病や異常を早期に発見し適切な指導を行い、健康の保持増進を図ることを目的に乳幼児検診を実施しています。

(2) 健康診査等受診率の状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診	48.0%	47.4%	48.9%	47.5%	48.7%
大腸がん検診	45.2%	44.6%	41.8%	45.6%	44.3%

(各年度3月31日現在 保健課)

※特定健診の受診率は法定報告より、特定健診以外の受診率は地域保健事業報告より抜粋

2 障がい福祉サービス利用者の状況

(1) 第6期八頭町障がい福祉計画及び第2期八頭町障がい児福祉計画の実施状況

1. 目標に対する進捗状況

第6期計画で設定した目標の進捗状況は次のとおりです。

目 標		令和5年度末目標値	令和5年度末見込	進捗率
1 福祉施設から入所者の地域生活への移行促進	施設入所者の地域生活への移行	2人	0人	0%
	施設入所者の削減	1人	0人	0%
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	1箇所	1箇所	100%
	協議の場の開催回数	6回	3回	50%
	協議の場へ関係者の参加者数	2人	2人	100%
	目標設定及び評価の実施回数	1回	0回	0%
	精神障がい者の地域移行支援	1人	2人	200%
	精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	100%
	精神障がい者の共同生活援助	1人	1人	100%
	精神障がい者の自立生活援助	1人	0人	0%
3	地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所	100%
	運用状況の検証・検討	1回	8回	800%
4	福祉施設から一般就労への移行促進			
1	福祉施設から一般就労への移行	2人	3人	150%
2	就労移行支援事業の利用者数	1人	1人	100%
3	就労定着支援による職場定着率	7割	0割	0%
5	障がい児支援の提供体制の整備			
1	児童発達支援センターの設置	1箇所	0か所	0%
2	保育所等訪問支援事業所	2箇所	1箇所	50%
3	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保			
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	2箇所	0箇所	0%
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	2箇所	0箇所	0%
4	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	1箇所	100%
5	医療的ケア児に関する関連分野の支援を統制するコーディネーターの配置	1人	2人	200%

目 標	令和5年度末目標値	令和5年度末見込	進捗率
6 相談支援体制の充実・強化のための取組			
総合的・専門的相談支援体制の有無	有	無	0%
専門的指導・助言回数	6件	0件	0%
人材育成の支援件数	6件	0件	0%
連携強化の取組の実施回数	6回	0回	0%
7 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組			
各種研修の参加人数	1人	1人	100%
障害者自立支援審査支払システム 審査結果の共有	有	無	0%
	1回	0回	0%

1 福祉施設から入所者の地域生活への移行促進

施設入所者の地域生活への移行については目標値2人に対して実績はありませんでした。要因として、在宅・アパートでの生活は実質困難なケースが多く、また、強度行動障がいなど障がいの特性によっては引き受けできる事業所がないなど、地域資源等の体制が不十分なことが挙げられます。また、施設入所者の重度化・高齢化が進み、地域生活への移行が困難な入所者が増加していることも要因です。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の社会的自立を促進するための体制を整備することを目的として、鳥取市が実施する鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行・地域定着支援事業において、精神障がい者地域移行・地域定着推進会議や連絡会に参加することで関係機関と情報共有し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討をすすめてきました。

令和5年度において具体的な議論には至っていませんが、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域共生社会を実現していくためにも精神障がいにも対応した重層的な支援体制を構築していく必要があります。

3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するため、令和2年度から1市3町（鳥取市、八頭町、若桜町、岩美町）で鳥取県厚生事業団に地域生活支援拠点等コーディネート事業を委託しています。

本事業において、構成市町と関係機関が出席する地域生活支援拠点整備部会を定期的開催し、拠点整備体制構築に向けた協議を行うとともに、本事業の利用者及び地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録をすすめています。

令和5年度9月末時点の本町における登録者数は、利用者が3名、事業所が11事業所となっていますが、今後も利用者や登録事業所数を増やしていくとともに、運用状況について定期的に進捗状況を検証し、さらなる体制整備を行う必要があります。

4 福祉施設から一般就労への移行促進

令和5年度は3名の移行を見込んでいます。ただし、着実にステップアップして一般就労するケースもあれば、福祉就労を中断して一般就労につながるケースもあります。今後は就労定着が課題となるため、引き続き、福祉、労働、教育等の関係機関や企業との連携を強化し、就労に関する情報や課題の共有を進め、障がいの特性に応じた就労を促進する必要があります。

5 障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターの設置については目標を達成することはできませんでした。重症心身障がい児を支援する事業所が町内に新設されましたが、人材不足により実際の受け入れには至っていません。

医療的ケア児の支援については、「八頭町特別支援学校児童生徒通学支援事業」を実施しており、令和5年度においては送迎用の福祉車両(リフト車)を更新する等充実を図りました。また、鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会において、医療的ケア児支援のための地域課題等について協議を行い、課題解決に向けて検討を重ねてきました。なお、医療的ケア児コーディネーターについては、2名の配置となっています。

今後は、児童発達支援センター設置については圏域での設置も視野に入れた検討をすすめていくとともに、重症心身障がい児者や医療的ケア児を対象としたサービスをより充実させていくため、関係機関との連携強化を図り、さらなる取組をすすめていく必要があります。

(2)障がい福祉サービスの利用実績

○ 令和3年度から令和5年度9月までの障がい福祉サービスの第6期計画見込み量及び実績は次のとおりです。

区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		見込量	実績	対計画比(%)	見込量	実績	対計画比(%)	見込量	実績	対計画比(%)	
訪問系	居宅介護(ホームヘルパー)	利用時間/月	450時間	485時間	107%	475時間	479時間	108.8%	500時間	478時間	95.6%
	重度訪問介護	利用時間/月	10時間	0時間	0%	10時間	0時間	0%	10時間	0時間	0%
	同行援護	利用時間/月	10時間	0時間	0%	10時間	0時間	0%	10時間	0時間	0%
	行動援護	利用時間/月	10時間	1時間	10%	10時間	7時間	70%	10時間	3時間	30%
	重度障害者等包括支援	利用時間/月	10時間	0時間	0%	10時間	0時間	0%	10時間	0時間	0%
日中活動系	生活介護	利用人数/月	900人	1139人	111.3%	910人	1087人	117.8%	920人	1126人	107.2%
	療養介護	利用者数/月	8人	8人	100%	8人	7人	87.5%	9人	7人	77.8%
	短期入所(ショートステイ)	利用人数/月	56人	59人	105.4%	60人	57人	95%	64人	45人	70.3%
	自立訓練(機能訓練)	利用人数/月	5人	0人	0%	10人	0人	0%	10人	0人	0%
	自立訓練(生活訓練)	利用人数/月	5人	0人	0%	10人	1人	10%	10人	10人	100%
	就労移行支援	利用人数/月	40人	7人	17.5%	53人	4人	7.5%	66人	6人	9.1%
	就労継続支援A型	利用人数/月	270人	245人	90.7%	270人	362人	134%	270人	288人	106.7%
	就労継続支援B型	利用人数/月	1950人	2065人	105.9%	2025人	1981人	97.8%	2100人	1490人	76.1%
	就労定着支援	利用者数/月	1人	0人	0%	0人	0人	0%	1人	0人	0%
居住系	共同生活援助(グループホーム)	利用者数/月	28人	28人	100%	29人	28人	96.6%	30人	31人	103.3%
	施設入所支援	利用者数/月	32人	29人	100%	32人	30人	93.8%	31人	32人	103.2%
	自立生活援助	利用者数/月	1人	0人	0%	1人	0人	0%	1人	0人	0%
計画相談支援	利用者数/月	55人	48人	87.3%	58人	63人	108.6%	60人	64人	106.7%	
地域移行支援	利用者数/月	1人	0人	0%	1人	2人	200%	2人	1人	50%	
地域定着支援	利用者数/月	1人	0人	0%	1人	0人	0%	2人	1人	50%	

時間：月間のサービス提供時間

(令和5年度のみ9月分実績まで)

人日：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人：月間の利用人数

① 訪問系サービス

居宅介護は令和3年度、4年度ともに実績は見込みより下回っていますが、令和5年度は増加傾向にあります。行動援護等、その他の訪問系サービスについては利用実績があまりありませんが、サービス内容について周知がはかられてないからなのか、ニーズを検証する必要があります。

また、ヘルパーの人材不足によりニーズに対してサービス提供が難しくなっていますが、今後も施設入所者や病院等に長期入院をしている方の地域移行が進められていくことから、ヘルパー不足によるサービス利用の抑制などが生じないよう、引き続き障がい特性に応じた需要に対応できるサービス提供体制の確保が求められます。

② 日中活動系サービス

生活介護は見込み以上の実績、療養介護はほぼ見込みどおりの実績となっています。生活介護のニーズが増加傾向にありますが、重度障がいや強度行動障がいがある方の受け入れ先の調整が難しい場合があり、社会資源不足が課題となっています。今後も在宅で生活している障がい者が通所での利用ができるよう、サービス提供体制の確保が求められます。短期入所について、コロナ禍の影響もあり、見込みより実績が下回っています。また、生活介護と同じく、重度障がいや強度行動障がいがある方の受け入れ先の調整が難しい場合があります。

今後、地域生活支援拠点整備事業の利用者が増えれば、体験先として短期入所を利用する方が増えてくるのが予測されるので、必要とされる方にサービス提供ができるよう体制づくりをすすめていく必要があります。

自立訓練については、障がい者が地域生活を営む上で、生活能力の向上・維持のために一定の支援が必要な障がい者に対して提供するサービスです。町内に本サービスを提供している事業所がないことが利用者数が増えない一因となっていると考えられます。今後は町内の福祉作業所等と協議をし、福祉作業所内に提供事業所を併設する等の検討をすすめていく必要があります。

就労継続支援A型の利用者は増加傾向にあります。B型からA型にステップアップするケースも増えてきていますが、定着が難しく、またB型に戻ってくるケースもあります。就労移行支援は町内にサービスを提供している事業所がないため調整が難しい実態もありますが、関係機関と連携し、利用者が着実にステップアップして一般就労につながるようなサービス提供体制を整えていく必要があります。

③ 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)については、ほぼ見込みどおりの実績となっています。共同生活援助は町内に1事業所ありますが、定員に対してニーズが多いため、町外の事業所を利用するケースが多いです。

施設入所支援については、微動の変化でほぼ横ばいとなっています。同じく町内に支援施設がないため町外の施設利用となっていますが、ほぼ飽和状態となっています。今後も施設入所者や病院等に長期入院をしている方の地域移行を促進するためには、町内にグループホームなどの生活拠点の整備を行っていくことが必要です。

④ 計画相談支援

計画相談支援については、平成27年度末までにすべての障がい福祉サービス等利用者がサービス等利用計画を作成する必要がありました。令和元年度に100%を達成することができ、以降も100%の達成率を維持しています。ただし、令和4年度に相談支援事業所2事業所が廃止となったため、サービス利用を希望する方に対して町内の事業所のみで調整することが難しくなっています。今後も地域の実情をよく把握している町内の事業所による相談支援体制を確保するため、社会資源の発掘や関係機関との連携強化を図る必要があります。

(3)障がい児福祉サービス

令和3年度から令和5年度9月までの第2期障がい児福祉計画見込み量及び実績は次のとおりです。

区 分	単 位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込量	実績	対計画比 (%)	見込量	実績	対計画比 (%)	見込量	実績	対計画比 (%)
児童発達支援	利用者数/月	5人	3人	60%	6人	3人	50%	7人	5人	71.4%
	利用人数/月	30人日	29人日	96.7%	36人日	42人日	116.7%	42人日	50人日	119.0%
医療型児童発達支援	利用者数/月	2人	1人	50%	3人	1人	33.3%	4人	1人	25%
	利用人数/月	6人日	2人日	33.3%	9人日	10人日	111.1%	12人日	13人日	108.3%
放課後等 デイサービス	利用者数/月	30人	26人	86.7%	33人	24人	72.7%	35人	28人	80%
	利用人数/月	300人日	403人日	134.3%	330人日	401人日	121.5%	350人日	494人日	141.4%
保育所等訪問支援	利用者数/月	1人	1人	100%	2人	0人	0%	2人	0人	0%
	利用人数/月	4人日	1人日	25%	8人日	0人日	0%	8人日	0人日	0%
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	1人	0人	0%	2人	0人	0%	2人	0人	0%
	利用人数/月	4人日	0人日	0%	8人日	0人日	0%	8人日	0人日	0%
障害児相談支援	利用者数/月	30人	19人	63.3%	32人	19人	59.4%	34人	22人	64.7%

(令和5年度のみ9月分実績まで)

時間：月間のサービス提供時間

人日：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人：月間の利用人数

① 児童発達支援

児童発達支援については、見込み量をやや下回る実績となっています。ニーズはありますが、サービス提供する事業所が不足しているため、体制整備が必要です。また、重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児等、重度の障がい児に対応した児童発達支援を提供する事業所の設置についても検討をすすめていく必要があります。

② 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援については、利用者数は見込み量をやや下回る実績となっています。医療の進歩による医療的ケア児の増加が見込まれることから、より一層のサービス提供体制の整備が必要です。

③ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスについては、見込みよりも上回った実績となっています。年々ニーズが増加していますが、社会資源不足により利用者の希望どおりのサービス提供ができていません。

また、重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児等、重度の障がい児に対応した放課後等デイサービス事業所を設置する必要もあることから、体制整備に向けて早期に関係機関と協議を行っていく必要があります。

④ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、見込み量を上回ることはできませんでしたが、町内事業所でサービス提供ができる体制は確保できています。今後も引き続き、相談支援事業所等と連携しニーズの把握に努め、障がいの特性に応じて必要なサービスが適切に行き届くよう、より一層の体制整備に努めます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援については、ニーズ把握ができておらず見込み量を達成することはできませんでした。今後はサービスの広報、周知をはかるとともにニーズ把握を行い、必要とされる方にサービス提供を行うことができるよう体制を整備する必要があります。

⑥ 障害児相談支援

障害児相談支援については、すべての障がい児においてサービス等利用計画の作成ができていますが、見込み量を達成することはできませんでした。実際のニーズと見込み量が乖離していることが考えられますので、ニーズの把握に努めるとともに、利用を希望される方にサービス提供することができるようより一層の体制整備に努めます。

第2部

第3期 八頭町障がい者計画

第1章 計画の基本方針

1 基本理念

障がいの有無にかかわらず 互いに認め合い、支え合いながら
住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域共生社会の実現

本町では、前期障がい者計画において「地域共生社会の構築」を基本理念に掲げ、障害者権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための各種取組を進めてきました。

本計画では、前期計画の基本理念をさらに発展させるため、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で平等に暮らせる社会と社会的排除・社会的孤立を克服して社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン(※1))の実現を目指すこととし、本計画の基礎となる障害者基本法の目的と八頭町総合計画の目標である「人が輝き未来が輝くまち八頭町 ～豊かな自然とともにみんなでつくるふれあいのまち～」を踏まえ、障がい福祉サービス提供事業所や地域住民、各種団体等さまざまな主体の参画により取組を進めることとします。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成のための施策を展開します。

基本目標 1 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた生活支援体制を整える必要があります。そのため、情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、福祉サービスの充実、経済的支援、権利擁護の推進等、障がいのある人の日々の暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

基本目標 2 いきいきと自立した生活を送る

障がいのある方がそれぞれの能力や特性を活かし、地域で自立した生活を送るために、就労支援をはじめ、情報アクセスやコミュニケーション支援の充実を図ることで社会参加を促進していきます。また、障がいの有無にかかわらず誰もが文化・芸術・スポーツ活動に参加し、共に楽しめる環境を整備することで社会交流を進めていきます。

基本目標 3 互いに認め合い、支え合いながら共に暮らす

年齢や障がいの有無・性別などの違いを超えて、すべての人が認め合い、居場所と役割を持つことができる地域共生社会を実現するためには、地域で暮らす町民が、さまざまな障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。そのため、「差別解消法」や「障害者虐待防止法」等の関係法令に関する広報・啓発の充実を図るとともに、「あいサポート運動」の更なる普及に力を入れて取り組みます。

基本目標	施策項目	施策の方向
1 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける	(1)相談支援体制の充実・強化等への取組	①総合的な相談支援体制の整備
		②計画相談支援の提供体制の充実
		③地域の連携とネットワークの強化
		④ひきこもりに対する支援の充実
	(2)福祉サービス等の充実	①在宅サービス等の充実
		②サービス提供体制の確保
		③地域活動支援センターの機能強化
		④地域生活への移行支援
		⑤地域生活支援拠点整備の取組
	(3)障がい児支援の充実	①障がい児福祉サービスの充実
		②療育支援の充実
		③教育
		④当事者団体等への支援
	(4)重度障がい児者(強度行動障がい児者、医療的ケア児者)の支援の強化	①重度障がい児者の支援の強化
	(5)サービスの質の向上	①サービスの質の向上
	(6)人材の育成・確保	①医療、福祉分野に精通した人材の育成・確保
		②障がい児者支援に携わる人材の育成・確保
	(7)経済的支援	①補装具、日常生活用具購入費等の助成
		②各種手当等
		③医療費等の負担軽減
		④その他助成及び減免や割引制度の周知
	(8)保健・医療体制の充実・確保	①医療体制の充実
		②精神保健・医療の提供等
		③難病に関する支援
		④障がいの原因となる疾病等の予防・治療
		⑤健康の保持・増進
	(9)安全・安心な暮らしの確保	①防災対策の推進
		②防犯対策の推進
		③消費者トラブルの防止及び被害からの救済
	(10)生活環境の整備	①住宅の確保
		②公共交通機関のバリアフリー化の推進
		③公共的施設等のバリアフリー化の推進
		④福祉のまちづくりの推進

基本目標	施策項目	施策の方向
2 いきいきと自立した生活を送る	(1)情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実	①情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
		②情報提供の充実
		③情報アクセシビリティの向上
		④意思疎通支援の充実
		⑤行政情報の配慮
		⑥手話言語条例に基づく施策の提供
		⑦コミュニケーション手段の配慮
	(2)雇用・就業等の支援	①障がい者雇用の促進
		②法定雇用率の達成に向けた取組
		③総合的な就労支援
		④障がいの特性に応じた就労支援
		⑤就労の底上げ
		⑥経済的自立の支援
	(3)社会参加と交流の促進	①文化・芸術活動の推進
		②文化・芸術活動を楽しむための配慮
③スポーツ等の推進		
3 互いに認め合い、支え合いながら共に暮らす	(1)差別のない社会づくり	①障がいを理由とする差別解消の推進
		②障害者差別解消法の施行における取組
		③障がい者虐待防止の促進
		④権利擁護の推進
		⑤成年後見制度の適切な利用促進
	(2)あいサポート運動の推進	①あいサポート運動(注1)の推進
	(3)障がい及び障がい者に対する理解促進	①行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
		②障がいに関するマークの普及啓発
		③理解促進のための啓発
	(4)ボランティア活動等の推進	①ボランティア活動等の推進

(注1)「あいサポート運動」とは、障がいのある方が困っていることなどを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会(共生社会)を地域住民皆と一緒につくっていく運動で、平成 21 年 11 月に鳥取県で始まりました。

なお、平成 29 年 9 月 1 日から施行された「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称:あいサポート条例)では、「あいサポート運動」を県民全体で取り組むべき運動と位置づけられています。

第2章 施策の展開

基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける

(1) 相談支援体制の充実・強化等への取組

【施策内容】

① 総合的な相談支援体制の整備

◇障がい者又はその家族ができるだけ身近な地域でさまざまな困り事等を相談し、必要に応じて障がい福祉サービスを円滑に利用できるよう相談支援体制の充実・強化を図るとともに、制度の周知に努めます。

◇身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生児童委員が身近な存在として、障がいのある人の生活上のさまざまな困りごとを聴き、必要なサービスを利用できるよう、行政をはじめとした専門機関につなぎます。

◇総合的な相談支援及び関係機関等と連携した地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター(※2)を設置し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

新

② 計画相談支援の提供体制の充実

◇障がい者一人ひとりの心身の状況やサービスの利用意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進し、必要に応じて適切なサービスを提供できるよう努めます。

◇適切なサービス利用計画の作成のために、相談支援事業所や障がい福祉サービス提供事業所との連携強化を図ります。

③ 地域の連携とネットワークの強化

◇鳥取県東部4町(八頭町・若桜町・智頭町・岩美町)の自治体、サービス提供事業所及び関係団体等で構成する「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」の運営により、サービス利用に関わる困難事例等の対応に係る協議・検討を行うことで関係機関との連携体制を強化するとともに、地域課題の解決に向けた取組を進めていきます。

④ ひきこもりに対する支援の充実

◇相談支援事業所やとっとりひきこもり支援センター等の関係機関と連携し、本人やその家族の希望や心配事などの相談等の支援に努めます。

◇障がい者訪問相談事業を実施することでアウトリーチ支援(※3)に力を入れるとともに、障がい者やその家族が抱える複合的な課題等について、重層的な支援体制(※4)で必要な支援を提供できるよう関係機関の連携体制を整えます。

◇地域活動支援センター(※5)「サマーハウス」が実施するデイケア「くつろぎ広場」について、月に1回程度居場所提供として実施し、社会参加の機会を増やすとともに、生活の質の向上と当事者同士の交流の場を設けることに努めます。

新

(2)福祉サービス等の充実

【施策内容】

①在宅サービス等の充実

◇個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい児者に対する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の充実を図ります。

新

◇短期入所について、家族の休息(レスパイト)等に必要不可欠なサービスであるとともに、今後、地域生活支援拠点整備(※6)を進めていく上で短期入所の体験が増えていくことが想定されるため、関係機関と協議をし、サービス提供体制を確保するよう努めます。

◇行動障がいや医療的ケアを必要とするなど、常時介護を必要とする重度の障がい児者が地域で生活できるよう、日中における支援の充実を図るとともに、夜間の支援体制の整備について関係機関と検討を進めます。

②サービス提供体制の確保

◇障がい者が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療機関、地域などの関係者が連携し、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めます。

③地域活動支援センターの機能強化

◇障がいのある方などを対象に、生活上の困りごとを相談できる場や他者と話をする場を設け、社会交流を促進することを目的に、地域活動支援センターを「サマーハウス」、「ほっこり」の2事業所に委託し実施します。

◇地域活動支援センターの事業内容を広く周知するとともに、その機能をさらに充実・強化することでひきこもり等の障がい者への社会参加の機会を提供します。

④地域生活への移行支援

◇施設入所者、精神科病院へ長期入院している障がい者が地域で生活する拠点として、関係機関と協力してグループホーム等の居住地を確保するよう努めます。

◇地域で自立した生活を営むことができるように、身体機能、生活能力の向上のために必要な自立訓練(機能訓練及び生活訓練)の提供、地域に定着するための支援の充実を図るよう努めます。

⑤地域生活支援拠点整備の取組

新

◇障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を安心して送ることができるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりなどを行う機能を備えた地域生活支援拠点整備を進めていきます。

(3)障がい児支援の充実

【施策内容】

①障がい児福祉サービスの充実

新

◇障がい児通所支援事業所の受け入れ体制の充実と、日中一時支援や短期入所といった保護者のレスパイトサービス(※7)の充実を図ることで、障がい児及びその家族が地域で安定した生活を送ることができるよう体制整備に努めます。

新

◇障がい児通所支援事業所等が保育所や放課後児童クラブ、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力する保育所等訪問支援について、その活用を進めることで障がい児の地域社会への参加、包容(インクルージョン)の推進を図ります。

新

◇重症心身障がい児及び医療的ケアを必要とする障がい児等、重度の障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用できるように、地域における人数やニーズの把握、課題の整理や地域資源の開発等に取り組みます。
◇医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子どもについて、専門コーディネーターを配置し、福祉・医療関係者が連携した支援体制を構築できるよう検討します。

②療育支援の充実

新

◇児童発達支援センター(※8)を鳥取県東部圏域内に1箇所以上設置することで、地域の障がい児支援体制を整備するとともに、支援の充実を図ります。

◇保健師による子育て相談や専門相談員による子ども相談等を実施することで、乳幼児期、小学校就学前、学齢期、卒業後のライフステージごとの支援を行うほか、保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、教育委員会や学校等との連携を図ります。

新

◇発達障がい児の保護者やきょうだいについて、ペアレントメンター(※9)の活用、ペアレントプログラム(※10)やペアレントトレーニング(※11)の推進、ピアサポート(※12)の充実などを通して相談及び家族支援の充実を図ります。

③教育

新

◇障がいのある児童・生徒一人ひとりの障がいの種類や程度に応じて、能力や可能性を最大限に伸ばすために、小中学校の特別支援学級での適切な教育、指導の充実を図ります。

◇障がいの程度に応じた適切な教育支援が受けられるよう、特別支援教育支援員(※13)を配置し、支援体制の整備を図ります。

◇障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システム(※14)の構築を目指し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、「多様な学びの場」の提供や、合理的配慮の提供、教職員の指導力向上により、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みを構築します。

(4) 重度障がい児者(強度行動障がい児者、医療的ケア児者)の支援の強化

【施策内容】

① 重度障がい児者の支援の強化

新

◇訪問系の障がい福祉サービス事業者がサービス提供を行う際の基本報酬に対する独自支援や、入所施設やグループホーム等において手厚い人員体制で支援を受ける際の支援を設けるなど、強度行動障がい者(※15)が障がい福祉サービスを利用する際の支援体制の整備、強化を図ります。

新

◇在宅で暮らしながら障がい福祉サービスの安定的な利用ができていない強度行動障がい児者が、安心して安定的な生活を送ることができるよう、『エール』発達障がい者支援センターをはじめ、支援事業者を含めた支援体制を構築し、課題行動軽減のための環境調整、支援事業所のアドバイス体制構築、支援者の養成強化などを一体的に行い、サービスの安定的な利用につなげる体制の整備について、検討していきます。

◇医療的ケア児等コーディネーター(※16)を設置し、医療的ケア児支援センター等関係機関と連携しながら医療的ケア児(※17)の地域生活を支援します。

◇常時医療的ケアが必要な重度障がい者の在宅生活を支えるため、看護職員を配置して医療的ケア等を行う生活介護事業所やグループホームに対する支援を行い、医療的ケアを要する者が、日中サービスを利用しながら地域生活を送る環境づくりを促進します。

◇県内の特別支援学校に通う医療的ケア児の通学の安全と学習機会を確保するとともに、保護者の負担軽減のため、通学に関わる送迎を支援する「八頭町特別支援学校児童生徒通学支援事業」を実施します。

(5) サービスの質の向上

【施策内容】

① サービスの質の向上

◇障がい福祉サービスと医療、地域などの関係者間の連携を深め、障がい者が地域で暮らしていくためのネットワークを構築します。

◇障がい福祉サービスの適正な利用者処遇を実施し、障がい福祉サービス事業所の質の向上及び自立支援給付の適正化を図るため、随時または定期的に障がい福祉サービス事業所に対し、各種法令や通知等について周知し、利用者の満足度の高いサービスの提供を行えるよう指導します。

(6) 人材の育成・確保

【施策内容】

① 医療、福祉分野に精通した人材の育成・確保

◇障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の医療、福祉分野の知識を有し、障がいの特性を理解した職員の配置に努めます。また、医療・福祉分野の研修等への参加を促進することで専門的な知識を有する人材の育成に努めます。

②障がい児者支援に携わる人材の育成・確保

新

◇発達障がいや医療的ケアを要する障がい者などに適切に対応できる人材を育成するため、県が実施する研修等への参加を促進するとともに、医療・福祉・教育の連携を進めます。

新

◇強度行動障がい児者の支援に関し、県が実施する研修等への参加を促進することで、より高度な支援方法や実践力を持つ専門的人材の養成に努めます。

(7)経済的支援

【施策内容】

①補装具、日常生活用具購入費等の助成

◇補装具の購入・修理費用や日常生活用具の購入費用を助成します。
◇重度の障がい児・者が可能な限り住み慣れた自宅において自立した生活を送ることができるよう、既存住宅のバリアフリー化等の改修に要する経費の一部を助成します。

②各種手当等

◇障害年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の制度について周知を図り、対象者に受給を促します。
◇親や介護者が亡くなった場合等に、障がいのある人の生活の安定を図るため、心身障害児扶養共済制度について周知を図り、加入を促進します。

③医療費等の負担軽減

新

◇自立支援医療費の給付により、医療費の負担を軽減します。
◇八頭町障害者等医療費助成事業を実施することで、障がいのある人の医療費の自己負担の一部を助成します。
◇八頭町人工透析通院費助成事業、八頭町精神障がい者通院費助成事業を実施することで、人工透析治療や自立支援医療を受けている方が通院に要した費用の一部を助成します。
◇町内に医療機関が不足しており、町外の医療機関へ定期的に通院する必要がある障害者手帳保持者の交通費の負担軽減を図るために、八頭町身体障がい者通院費助成事業を実施します。

④その他助成及び減免や割引制度の周知

◇八頭町障害者作業所通所費助成事業を実施することで、福祉施設等の通所に要した費用の一部を助成します。
◇障害者自動車運転免許取得費助成事業や身体障がい者用自動車改造費助成事業を実施することで、運転免許取得に要した費用及び自動車改造に要した費用の一部を助成します。

- ◇「障がい福祉サービスガイド」等を活用し、障がいのある人に対する NHK 放送受信料の減免、有料道路や JR 運賃の割引制度など各種制度の周知と利用促進を図り、障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減につなげます。
- ◇八頭町タクシー利用費助成事業を実施することで、交通費の負担軽減を図るとともに、その他公共交通機関の運賃の割引等について、広く周知をはかります。

(8)保健・医療体制の充実・確保

【施策内容】

①医療体制の充実

- ◇障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう、医療機関、訪問看護ステーション等と連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。
- ◇鳥取県歯科医師会と連携し、障がい者の歯科診療等を身近な場所で実施できるよう体制を整えます。

新

②精神保健・医療の提供等

- ◇精神障がいの早期発見・早期治療の促進や社会復帰を支援するため、県や医療機関、相談支援事業所等と連携し、精神保健福祉相談・指導体制の充実に努めます。
- ◇在宅の精神障がい者やその家族を支援するため、保健師による相談や家庭訪問を実施します。
- ◇精神疾患や依存症、ひきこもりについての理解や心の健康に対する関心を深めるために、精神保健講演会や相談事業を実施し、正しい知識の普及・啓発を図ります。
- ◇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(※18)について、鳥取県東部圏域で組織する保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて必要な取組について検討していきます。
- ◇「八頭町のいち支える自死対策計画」に基づき、自死予防運動を推進するとともに、自死予防の普及啓発等、総合的な対策を講じます。
- ◇アルコール健康障がい・薬物依存症・ギャンブル等依存症について正しい知識の普及啓発を実施し、その予防を進めます。

③難病に関する支援

- ◇障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障がい福祉サービスが利用できるようになったことについて周知・広報に努めます。
- ◇難病患者が安心して地域での自立した生活が送れるよう、鳥取市保健所や医療機関と連携を図りながら相談などの支援の充実に努めます。

④障がいの原因となる疾病等の予防・治療

◇妊産婦検診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療（※19）、小児医療体制の充実を図り、これらの機会の活用によって、疾病や障がい等の早期発見・早期治療・早期療育へ繋げていきます。

⑤健康の保持・増進

◇糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

(9)安全・安心な暮らしの確保

【施策内容】

① 防災対策の推進

◇災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成します。

新

◇町が実施する防災訓練において配慮や支援が必要な障がい者を受け入れる福祉避難所を設けるにあたり、平時における対象者の把握、住民への周知、施設及び資機材の確保、運営研修の実施、応援要員の確保体制整備等の支援を実施します。

◇地域住民が主体となった「支え愛マップ」(※20)の作成や防災訓練の実施を通じ、災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくりを行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。

新

◇避難所のバリアフリー化を推進するとともに、感染症対策を講じながら避難所において障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、防災担当課と連携して必要な体制整備に努めます。

◇鳥取県東部消防局で運用している、耳や言葉が不自由な方々からの火災や緊急搬送が必要な際の消防署への即時の通報を受け付ける「メール119番」、「FAX119番」、「NET119番」について、ホームページや町報等を活用した周知を行い、利用促進に努めます。

◇障がい者の災害時対応に関し、避難体制、避難所運営や障がいの特性に応じた情報伝達のあり方等について、災害時の対応マニュアル等を適宜修正するとともに、その周知に努めます。

②防犯対策の推進

新

◇鳥取県警察で運用している、耳や言葉が不自由な方々からの緊急通報を受け付ける「メール110番」、「ファックス110番」、「110番アプリシステム」について、ホームページ等や町報等を活用した周知を行い、利用促進に努めます。

◇警察と地域、地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

③消費者トラブルの防止及び被害からの救済

◇障がい者を含む消費生活上配慮を特に要する者に関わる消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費生活センター等の関係機関と連携し、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。

(10)生活環境の整備

【施策内容】

①住宅の確保

◇既存公営住宅のバリアフリー化の改修を促進し、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。

◇障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により小規模な住宅改修に対する支援を行います。

◇住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、鳥取県と連携し、新規開設に必要な施設整備経費を支援します。また、重度の障がいがあっても、住み慣れた地域で共同生活ができるよう、日中・夜間を問わずサービス提供が可能なグループホームの整備について、関係機関と検討していきます。

新

②公共交通機関のバリアフリー化の推進

◇障がい者が障がいのない者と等しく安全かつ円滑に移動できるよう公共交通ターミナル、公共交通機関のバリアフリー化を働きかけます。

◇UD(ユニバーサルデザイン)タクシー(※21)の県内での普及に伴い、その利用促進について、周知に努めます。

新

③公共的施設等のバリアフリー化の推進

◇鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、事業者や地域住民等に対して福祉のまちづくりに関する広報活動を積極的に行います。

◇町施設の新設・改修にあたっては、障害者差別解消法による合理的配慮や鳥取県あいサポート条例(※22)、バリアフリー新法(※23)や鳥取県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進に努めます。

④福祉のまちづくりの推進

◇施設の整備について、多目的トイレやオストメイト対応トイレ(※24)の整備、障がい者や高齢者、妊婦などに配慮した優先駐車スペースやハートフル駐車場(※25)(屋根付き)の確保、エレベータ、エスカレーターの設定等の推進に努めます。

◇鳥取県が作成するバリアフリーマップ(※26)について、その周知に努めます。

◇地域生活支援事業による移動支援やタクシー利用費助成事業を実施することで、障がい者等交通弱者の移動手段を確保します。

基本目標2 いきいきと自立した生活を送る

(1)情報アクセシビリティ(※27)の向上・コミュニケーション支援の充実

【施策内容】

①情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

- ◇鳥取県が実施するICT相談窓口(※28)や電話リレーサービス(※29)について、ホームページ等や町報等を活用した周知を行い、利用促進に努めます。
- ◇情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障がい者に対する利用の支援を行うことで情報格差の解消を図ります。

②情報提供の充実

- ◇各種サービス情報や施設情報、イベント情報等、保健・医療・福祉に関するさまざまな情報について、誰もが手軽に入手できるようにパンフレット等の配布や町ホームページ、町報を活用した情報提供の充実に努めます。
- ◇障がいのある人のみでなく、すべての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みます。
- ◇誰でも見やすい資料の作成等、障がい者に配慮したきめ細やかな行政文書の作成に努めます。
- ◇障がい者の福祉サービスをはじめとする日常生活を送る上で必要な支援に関する情報を掲載した「障がい福祉サービスガイド」を発行し、障がい者への情報提供に努めます。

新

③情報アクセシビリティの向上

- ◇障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら地域で自立して生活することができるよう、様々な社会的障壁の除去を進めることで社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。
- ◇意思疎通支援等において、アクセシビリティに配慮した ICT 技術をはじめとする技術の活用等を普及していきます。なお、障がいの状態等により ICT 機器等を使用できない方や、使用に不慣れな方にもきめ細かく配慮した対応をとっていきます。

新

④意思疎通支援の充実

- ◇聴こえない聴こえにくい人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣することで必要な意思疎通支援を提供します。
- ◇聴こえない、聴こえにくい人の意思疎通支援に必要な手話奉仕員や要約筆記者を養成するため、「鳥取県東部圏域手話奉仕員養成研修事業」を鳥取県東部1市4町で共同実施し、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴こえない、聴こえにくい人等の社会参加を推進します。
- ◇失語症(※30)とその他の人の意思疎通の支援を図るため、鳥取県が実施する失語症向け意思疎通支援養成研修について、周知に努めるとともに、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、失語症者の社会参加を推進します。

新

⑤行政情報の配慮

- ◇障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティ(※31)の向上等に向けた取組を促進します。
- ◇誰でも見やすい資料の作成等、障がい者に配慮したきめ細やかな行政文書の作成に努めます。

⑥手話言語条例に基づく施策の提供

新

- ◇平成25年に施行された鳥取県手話言語条例に基づき、手話に対する理解を深めるための研修会や学習会等の開催に努めるとともに、手話に関する取組等の普及啓発を行います。

新

- ◇遠隔手話サービス(※32)、電話リレーサービスの利用促進に努めます。

⑦コミュニケーション手段の配慮

新

- ◇公共施設等の窓口で、手話や筆談でコミュニケーションを必要とする人が配慮を求める時に意思表示することができるよう配慮した、コミュニケーション手段のわかる「手話マーク(※33)」、「筆談マーク(※34)」を設置するとともに手話マーク等の普及に努めます。
- ◇聴覚障がい、音声・言語機能障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がいのある方、高齢等により会話が困難な方、日本語での会話が困難な外国の方など、話し言葉によるコミュニケーションが難しい方たちが絵や文字を指さして使用するコミュニケーションツールであるコミュニケーションボードを活用するとともに、その普及に努めます。

(2)雇用・就業等の支援

【施策内容】

①障がい者雇用の促進

- ◇障害者雇用促進法(※35)に基づき、障がいの有無にかかわらず均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、鳥取労働局などの関係機関と連携を強化します。
- ◇雇用関係機関と協力し、障がい者への理解と雇用拡大に関する啓発に努めるとともに、障がい者雇用に関する各種助成制度の啓発・広報に努めます。
- ◇障がい者雇用に積極的な企業見学会等の情報提供により障がい者雇いを推進するとともに、精神障がい者・発達障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報による雇用機会の拡大を推進します。

②法定雇用率(※36)の達成に向けた取組

◇障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を達成していない民間企業に対して、ハローワークや県と連携し、障がい者雇用の促進について理解・協力を求め、法定雇用率達成の促進に努めます。

③総合的な就労支援

◇福祉施設から一般就労への移行を促進するために、就労支援継続事業所等就労系サービスの充実を図ります。

◇障害者就業・生活支援センター等が実施するジョブコーチ支援制度(※37)の普及・啓発を行うとともに、ハローワークの就業適応訓練、トライアル雇用(※38)等の積極的な活用により障がいのある人の就職を促進します。

◇障がい者の就労支援及び相談について、障害者就業・生活支援センター「しらはま」や相談支援事業所等関係機関と連携体制を強めることで、障がい者の就労促進、就労定着を促進します。

④障がいの特性に応じた就労支援

新

◇障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がい者の多様なニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業等、多様な働き方の実現に向けた就労環境の整備を進めます。

◇精神障がい者に関する事業主の理解を促進するとともに、ハローワーク等の就労支援機関や医療機関と連携を図り、精神障がい者の特性に応じた支援の充実・強化によって、精神障がい者の雇用拡大を推進します。

⑤就労の底上げ

◇障害者優先調達推進法(※39)に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成、公表し、物品や役務の調達にあたっては、障がい者就労施設等から優先的に調達するとともに、当該年度の終了後は物品等の調達実績を公表します。

⑥経済的自立の支援

◇障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に取り組むとともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の受給資格を有する障がい者が確実に障害年金等を受け取ることができるよう制度の周知に取り組むことで、経済的自立を支援します。

◇知的障がい及び精神障がいのある人における障害基礎年金などの個人財産については、成年後見制度の利用により、適切に管理されるよう支援します。

新

◇一般就労をした障がい者等に、就職に際して必要となる用品等の購入費の一部を助成する「障がい者等就職支度金支給事業」を実施することで、経済的な負担軽減を図ります。

(3)社会参加と交流の促進

【施策内容】

①文化・芸術活動の推進

- ◇文化・芸術活動に関するイベント開催等の事業を実施することで障がいのある方の社会参加を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが芸術文化に触れ、それを機に交流を深める場を提供します。
- ◇「八頭町身体障害者福祉協会」や「手をつなぐ育成会」等の各種団体の活動を支援し、身近な地域で障がい者が作品づくり等の文化・芸術活動を行う機会を提供します。
- ◇障がいの有無にかかわらず共に楽しめる場を提供するために、県内で開催する文化・芸術等に関するイベントや展示会等についての広報に努めます。

②文化・芸術活動を楽しむための配慮

- ◇文化・芸術の講演等における手話通訳や要約筆記の派遣に取り組み、誰もが楽しむことのできる環境整備に配慮します。

③スポーツ等の推進

- ◇「八頭町身体障害者福祉協会」や「手をつなぐ育成会」等の町内外の各種団体が主催するスポーツ大会等など、障がいのある方が身近な地域でスポーツを行う機会を提供します。
- ◇障がい者スポーツの啓発や普及に努めるとともに、県内で開催する障がい者スポーツ大会等についての広報等を行うことで、障がいの有無にかかわらず誰もが一緒にスポーツを楽しみ、共に交流を深める場の提供を行います。

基本目標3 互いに認め合い、支え合いながら共に暮らす

(1)差別のない社会づくり

【施策内容】

①障がい者を理由とする差別解消の推進

- ◇障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、啓発・広報活動を行います。
- ◇「障害者週間(12月3日～12月9日)を啓発・広報活動の強化週間として取り組みます。
- ◇「あいサポート運動(※40)」の推進により、障がいや障がい者への正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合える地域づくりを推進します。

②障害者差別解消法(※41)の施行における取組

- ◇平成28年に施行された障害者差別解消法に基づく「合理的配慮(※42)の提供」、「不当な差別的取り扱い(※43)の禁止」等について、町職員及び民間事業者等に周知します。
- ◇「八頭町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する町職員対応要領」を徹底し、わかりやすい情報発信をするなど合理的配慮の取組を推進します。

③障がい者虐待防止の促進

- ◇障害者虐待防止法(※44)に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進します。
- ◇県が実施する虐待防止・権利擁護に関する研修会等に町職員が参加するとともに、相談支援事業所等の職員にも参加を促進し、虐待の予防、早期発見等についての理解を深めます。
- ◇県が作成する「不適切な身体拘束を防止するための手引き」等を活用することにより、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者の虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

新

④権利擁護の推進

- ◇高齢者や障がいがあるご本人やご家族、支援関係者から成年後見制度(※45)の利用や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する相談を受け付け、解決に向けた支援(助言や関係機関との調整、専門相談紹介)を行うため、「東部権利擁護支援センター」に鳥取県東部1市3町(鳥取市、八頭町、若桜町、岩美町)共同で委託し、権利擁護の推進を図ります。
- ◇障がい者に対する差別その他の権利侵害を防止し、必要な支援を検討するため、東部四町障がい者地域生活支援協議会の地域移行・権利擁護部会において、課題解決等に向けた横断的な議論を行っていきます。
- ◇障がい者本人が自ら意思決定するという原則を最大限尊重し、支援者等が本人の「意思」あるいは「思い」や「気持ち」の表明を支援するなど障がい特性に応じた適切な意思決定支援ができるように配慮します。

新

新

⑤成年後見制度の適切な利用促進

◇成年後見制度の適切な利用を促進するため、東部権利擁護支援センターと連携し、制度の周知を図ります。また、申立人がいないなど、制度の利用が困難な障がい者については、町長が家庭裁判所に対して後見人の選任を求めて申し立てを行い、障がい者の権利擁護を行います。

◇成年後見制度の利用促進に関する本町の指針を定めるため、この計画を本町の「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

(2)あいサポート運動の推進

【施策内容】

①あいサポート運動の推進

◇地域住民を対象にした学習会等で「あいサポート研修」を実施し、地域で活躍する「あいサポーター」を育成・普及していくことで障がいや障がい者の理解を深め、お互いを尊重し合える地域づくりの推進に努めます。

(3)障がい及び障がい者に対する理解促進

【施策内容】

①行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

◇各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。

◇行政職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

②障がいに関するマークの普及啓発

新

◇外見では配慮や支援の必要性が分からない障がい者のため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」について、普及啓発を図ります。

◇障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや車いす使用者用トイレ、ハートフル駐車場についての周知を図り、その円滑な利活用に必要な配慮等についての理解を促進します。

③理解促進のための啓発

◇あいサポート条例に基づき、障がい者に対する理解を根付かせていくため、障がいのある当事者による障がいの特性等の理解を目的とした学習会の実施など、地域住民の障がい者に対する理解をさらに深める取組を積極的に進めていきます。

◇身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次機能障がい、発達障がい、難病等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及、啓発を推進します。

新	<p>◇障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、特別支援学校と小中学校等との交流を進め、障がいに対する理解と認識を深めます。</p> <p>◇「八頭町地域福祉推進計画」と連動し、障がいおよび障がい者理解促進に向けた取り組みを一体的に推進していきます。</p>
---	---

(4) ボランティア活動等の推進

【施策内容】

① ボランティア活動等の推進

新	<p>◇地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運醸成や環境づくりを進めます。</p>
---	---

第3部

第7期 八頭町障がい福祉計画

第3期 八頭町障がい児福祉計画

第1章 国の基本指針とサービス体系

1. 国の基本指針

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という)は、障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村および都道府県が作成すると規定されているため、令和5年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

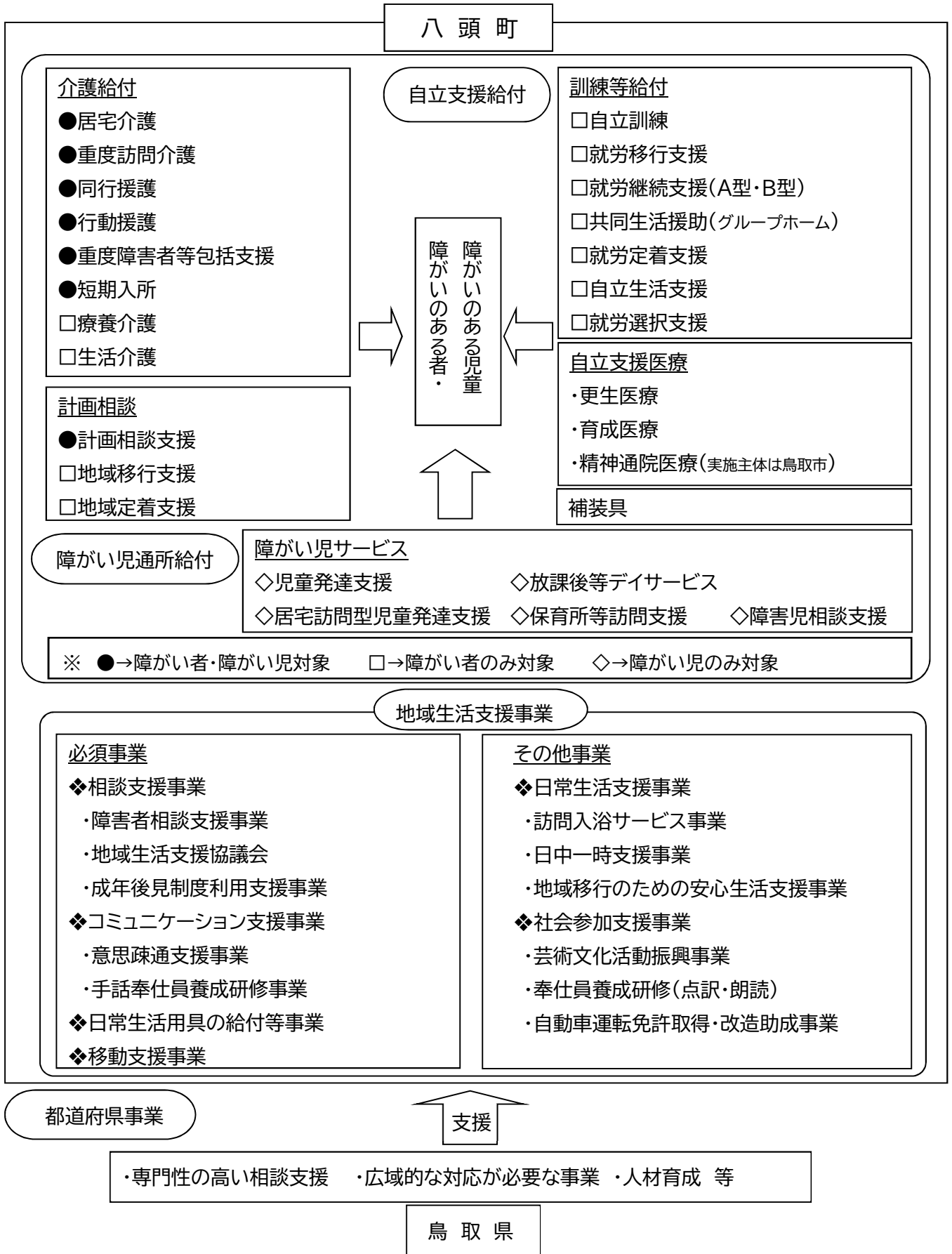
基本指針の主な概要(厚生労働省通知:令和5年5月19日)

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他:地方分権提案に対する対応

2. 障がい福祉サービス等の体系

「障がい福祉サービス等」とは、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、行政又は自治体の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

■障害者総合支援法・児童福祉法による総合的な支援の体系



都道府県事業

↑

↓

支援

・専門性の高い相談支援 ・広域的な対応が必要な事業 ・人材育成 等

第2章 基本指針に基づく目標値

1. 障がい福祉サービス等の成果目標及び目標値

障がいのある人等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホームや民間賃貸住宅、自宅等の地域社会での生活に移行する者の数について、以下のとおり目標を定めます。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障がいのある人や、家族が高齢化しているため自宅に帰れない人が多い実状がありますが、重度障がい者の受け入れに対応できるグループホーム等の社会資源の不足や地域生活の移行に向けた取組が十分ではないなどの課題があります。

このような課題について、「東部四町障がい者地域生活支援協議会」の地域移行・権利擁護部会を活用して現状把握に努め、課題解決に向けて関係機関と連携を図るなど、地域移行を促進するための取組を進めていきます。

項目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
地域生活への移行者数	0人	1人
施設入所者数の削減見込	0人	1人

(2)精神障がいにも対応した地域の受け皿づくり

精神障がい者にも対応した地域の受け皿づくりを推進するため、「鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行推進会議」及び「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」の場を活用し、多職種・多機関の連携体制づくりや地域生活支援拠点、短期入所の活用など、地域における生活を継続できるよう精神医療福祉体制の整備に努めます。

項目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	5回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	2人	3人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援	2人	3人
精神障がい者の地域定着支援	0人	1人

精神障がい者の共同生活援助	2人	3人
精神障がい者の自立生活援助	0人	1人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	1人	2人

(3)地域生活支援の充実

①地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がい者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、東部1市3町(鳥取市、八頭町、若桜町、岩美町)共同でコーディネーターを配置し、整備を進めています。

今後、その機能をより一層充実させるため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討していきます。

項目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置人数	1人	1人
運用状況の検証・検討の回数	6回	6回

②強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実

強度行動障がい者を有する者に関して、東部圏域で連携してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

項目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の整備	未実施	実施

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労の移行については、「鳥取県東部四町地域生活支援協議会」の就労部会において、福祉施設から一般就労への移行等の促進に必要な施策について議論を行っていきます。

また、町内に就労移行支援や就労定着支援を行う事業所はありませんが、就労移行支援については町外の事業所の利用を勧めるとともに、就労定着支援については、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を強化し、同等の支援が行えるよう体制を整えていきます。

項目		現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
一般就労への移行者 数	就労移行支援事業	0人	1人
	就労継続支援A型	0人	1人
	就労継続支援B型	2人	1人
就労定着支援事業の利用者数		0人	0人

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターの設置に関しては、鳥取県東部圏域内(鳥取市)に1箇所設置されていますが、利用希望者が多く、すぐの利用が難しい現状があるため、より身近な地域で利用できるよう新たな児童発達支援センターの設置に向け、関係機関と協議をすすめていきます。

また、児童発達支援センターの設置が令和8年度末までに行えなかったとしても、同等の支援体制の整備を進めていくとともに、障がい児の地域社会への参加、包容を推進する体制を構築していきます。

項目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	0箇所	1箇所
児童発達支援センターと同等の支援体制の整備	未実施	実 施
児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所を活用したインクルージョンを推進する体制の整備	未実施	実 施

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、鳥取県東部圏域内での設置に向けて関係機関と協議を行っていきます。

項目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	0箇所	1箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	0箇所	1箇所

③医療的ケア児支援に関する協議の場及び医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整する
コーディネーターの配置人数

医療的ケアを要する障がい児支援体制の充実を図るため、医療的ケア児支援に関する協議の場をもつとともに、医療的ケアを要する障がい児支援に関して多岐にわたる役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

項目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
医療的ケア児支援に関する協議の場	1箇所	1箇所
医療的ケア児等コーディネーター	2人	2人

(6)相談支援体制の充実、強化等

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを鳥取県東部4町(八頭町、若桜町、智頭町、岩美町)で共同設置します。また、「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」の相談支援部会におけるケース検討を活用して、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行っていきます。

項目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	未実施	実 施
機関相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	未実施	実 施
自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な体制の確保	未実施	実 施

(7)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、鳥取県東部圏域内で関係機関と連携して給付費の審査結果等に関する情報の共有を図るほか、鳥取市指導監査室と連携して障がい福祉サービス提供事業所に対して助言や指導を行っていきます。

項目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
障がい福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	実 施	継 続

第3章 障がい福祉サービス等の見込み量について

1. 障がい福祉サービスの実績及び見込み量について

国の基本指針に基づく活動資料のうち、障がい福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれています。それぞれのサービスについて、国の基本指針に基づき、実績値を踏まえた見込み量と確保策を以下の(1)～(4)の項目で設定します。

また、障がい福祉サービスの施策を充実させる環境づくりとして、国の基本指針に基づき、見込み量と確保策を以下の(5)～(7)の項目で設定します。

(1)訪問系サービス

サービスの種類	内容
居宅介護	障がいのある人に対し、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する人に対し、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	移動が困難な視覚障がいのある人に対し、外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を有する人で、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障がい支援区分 6(児童については区分 6 相当)で意思疎通に著しい困難を伴う人に対し、居宅介護など複数サービスを包括的にを行います。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	35	35	37	37	39	40
	時間/月	485	479	560	560	600	620
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	1	1
	時間/月	0	0	0	0	5	5
同行援護	人/月	0	0	0	0	1	1
	時間/月	0	0	0	0	5	5
行動援護	人/月	1	2	1	2	3	3
	時間/月	2	7	5	10	15	15
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

■見込み量について

○居宅介護については、障がいのある人が、住み慣れた地域で生活していくために必要なサービスです。町内に 2 箇所サービス提供事業所がありますが、利用ニーズは年々増加しており、さらに、今後地域移行を推進していくことを踏まえ、増加で見込むこととします。

○同行援護、行動援護については、実績は少ないですが、利用のニーズ把握に努め、必要な人に必要な量のサービスを届けることを想定し、増加で見込むこととします。

○重度訪問介護、重度障害者等包括支援は実績がないため見込量をゼロとしていますが、必要な時には広域を含め、適切な支援が行き届く体制の確保に努めます。

○訪問系サービスは在宅生活を支える基本となるサービスであることから、安定した運営が行なえるよう関係機関と連携してサービス提供体制の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

サービスの種類	内容
生活介護	常時介護が必要とする人に対し、日中に入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体機能の維持・向上の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	一般就労等を希望する障がいのある人を対象に、一定期間、生産活動やその他活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 A 型	雇用契約を締結し、就労の場の提供とともに知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	就労の場の提供とともに、就労に必要な知識・能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人を対象に、雇用に伴い生じる問題に関する相談、指導、助言等を行います。
療養介護	長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人等を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気等の場合、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	78	73	78	80	82	84
	人日/月	1139	1087	1130	1130	1150	1170
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	1	2
	人日/月	0	0	0	0	5	10
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	1	1	1	2	2
	人日/月	0	6	5	5	10	10
就労選択支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	7	4	6	1	2	2
	人日/月	13	15	16	16	18	20
就労継続支援 A型	人/月	14	16	20	20	22	25
	人日/月	245	362	400	400	440	460
就労継続支援 B型	人/月	116	121	125	130	140	150
	人日/月	2065	1981	2300	2400	2600	2800
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	8	7	7	7	8	8
短期入所 (福祉型)	人/月	6	7	10	12	15	17
	人日/月	59	57	62	65	75	80
短期入所 (医療型)	人/月	—	—	—	1	1	1
	人日/月	—	—	—	10	10	10

■見込み量について

○生活介護及び短期入所は、利用のニーズが年々増加してきています。今後、地域移行や地域生活支援拠点の整備が進められていく中で、さらなるニーズの増加が想定されることから、増加で見込むこととします。

なお、ニーズに対してサービス提供事業所の不足や、重度の障がいがある方の利用調整の難しさなど、様々な課題があるため、安定したサービス提供を確保することができるよう、関係機関と連携して課題解決に向けた検討を行い、体制整備に努めます。

○自立訓練(機能訓練、生活訓練)については、実績があまりないことから事業の周知に努め、必要なサービス量を確保するとともに、これまでの実績を踏まえて見込み量を算出します。

○就労選択支援については、令和7年度から新たにはじまる障がい福祉サービスで、詳細が不明のため実績ゼロで見込み、今後の国の動向を踏まえ、適切な利用につながるよう支援します。

○就労移行支援については、町内にサービス提供事業所がありませんが、鳥取県東部圏域内にある事業所の利用を案内するなど、必要な方が利用できるよう支援します。

○就労継続支援A型、就労継続支援B型については、年々実績が増加していることから、増加で見込みます。

- 就労定着支援は、町内にサービス提供をする事業所がないため見込み量をゼロとしています
が、必要時には適切な支援が行き届く体制整備に努めます。
- 療養介護は、利用者の増減が少ないことから、令和5年度の実績見込と同程度で見込むこと
とします。

3) 居住系サービス

サービスの種類	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がいのある人を対象に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時相談等の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間に、入浴、排泄、及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他日常生活の支援を行います。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	28	28	31	32	33	35
施設入所支援	人/月	29	30	32	32	32	33

■見込み量について

- 自立生活援助については実績がありませんが、事業の周知に努めるとともに利用のニーズを把握し、必要な方にサービス提供をすることを想定して令和7年度以降の利用を見込みます。
- 共同生活援助(グループホーム)については、今後地域生活への移行を進めていくことを踏まえ、増加で見込むこととします。
- 施設入所支援については、障がいの重度化と家族の高齢化により利用のニーズが増加傾向にあります。施設入所者の地域移行を進めていくことを踏まえ、微増で見込むこととします。

(4)相談支援

サービスの種類	内容
計画相談支援	障がいのある人が適切なサービス利用のために、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。
地域移行支援	施設に入所する障がいのある人及び入院中の精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。
地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等の相談やその他支援を行います。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	55	63	68	70	75	80
地域移行支援	人/月	0	2	1	1	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1

■見込み量について

○計画相談については、障がい福祉サービスの利用希望者が増加してきているため、増加で見込みます。

なお、町内の3事業所が計画相談事業を展開していますが、利用のニーズに対して事業所数が少なく、鳥取県東部圏域内の事業所で利用調整することが多くなっていることから、障がいのある方やその家族等が身近な地域で専門的な相談支援を受けることができるよう体制整備に努めます。

○地域移行、地域定着支援についてはサービス量として見込むことが難しいですが、施設に入所している人や長期入院している精神障がいのある人に対して、基幹相談支援センターを中心に関係機関等と連携し、地域生活へ移行するための支援体制の確保に努めます。

(5)精神障がいのある人に対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がいのある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目		内容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者により協議の場への参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の地域移行支援		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の地域定着支援		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の共同生活援助		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の自立生活援助		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)		現在利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

①保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

ア 協議の場の開催回数

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	人/年	9	9	10	10	10	10

■見込み量について

○「八頭町保健対策推進協議会」、「鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行推進会議」、「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」を保健・医療・福祉関係者による協議の場と位置付け、各会議の開催回数を見込量として算出することとします。

イ 協議の場への関係者の参加者数

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場への参加人数	人/年	10	11	12	12	12	12

■見込み量について

○協議の場への参加人数については、協議の場への町行政関係者の参加人数を見込むこととし、増減はあまりないと想定されるため、令和5年度の実績見込みを踏まえ、見込み量を算出することとします。

イ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	人/年	0	0	0	0	1	1

■見込み量について

○これまで開催してきた協議の場では、目標設定及び評価に関する検討をしてきませんでした
が、令和6年度以降に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機
関と協議を行い、体制整備に向けた目標とその進捗状況、評価について毎年度1回程度、検討
を行うよう努めます。

②精神障がいのある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練
(生活訓練)

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
精神障がいのある人の 地域移行支援	人/月	0	2	1	2	3	3
精神障がいのある人の 地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1
精神障がいのある人の 共同生活援助	人/月	0	2	1	2	3	3
精神障がいのある人の 自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	1
精神障がいのある人の 自立訓練(生活訓練)	人/月	0	1	1	0	1	1

■見込み量について

○精神障がいのある人の地域移行支援、地域定着支援については、サービス量としては見込みづ
らいですが、長期入院患者の退院に向けて、基幹相談支援センターを中心に関係機関等と連携
し、地域生活へ移行するための支援体制の確保に努めます。

○共同生活援助については、地域生活への移行を進めていくことを踏まえ、増加で見込むことと
します。

(6)相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のため、次に関する見込みを設定します。

サービスの種類	内容
基幹相談支援センターの 設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターに よる地域の相談支援体制 の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問 等による専門的な指導・助言回数、地域の相談支援事業所の人材育 成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個 別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み、基幹相談支援セン ターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みをそれぞれ設 定します。

協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定します。
-----------------------------------	---

①基幹相談支援センターの設置

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	無	無	無	有	有	有

■見込み量について

○総合的な相談支援及び関係機関との連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターについて、令和6年度に東部4町で共同設置し、主任相談支援専門員の配置に努めます。

②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	件/年	0	0	0	2	2	2
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	0	0	0	2	2	2
地域の相談基幹との連携強化の取組の実施回数	回/年	0	0	0	2	2	2
主任相談支援専門員の配置数	人/年	0	0	0	1	1	1

■見込み量について

○基幹相談支援センターの設置に併せて、専門的な指導・助言件数や人材育成の支援件数、連携強化の取組実施回数、個別事例の支援内容の検証実施回数、主任相談支援専門員の配置数を見込むこととします。

③自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	回/年	6	6	5	6	6	6
事例検討参加事業者・機関数	事業者・機関数	5	5	3	3	3	3
協議会の専門部会の設置数	部会・設置数	4	4	4	4	4	4
協議会の専門部会の実施回数	回/年	20	20	20	20	20	20

■見込み量について

○鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会相談支援部会及び東部圏域事例検討会を活用し、個別事例の検討を通じて地域のサービス基盤の開発・改善について関係機関と協議を行います。見込み量はあまり増減がないことが想定されるため、令和5年度の実績見込みと同程度を見込むこととします。

(7)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員のスキルアップと事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

サービスの種類	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
鳥取県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	2	2	2	2	2	2

■見込み量について

○県もしくは関係機関等が開催する研修会へ積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	有	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回/年	0	0	1	1	1	1

■見込み量について

○東部圏域内において、給付費の審査結果等に関する情報共有をはかるとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所が請求にあたって注意すべき点を周知するなど、事業所の事務負担を軽減することにより、障がい福祉サービス等の質の向上につなげます。

2. 地域生活支援事業の実績及び見込み量

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」があり、本町では次の各事業の見込量を設定することとします。

■八頭町が実施する地域生活支援事業

項 目	事 業	内 容	
必須事業	Ⅰ) 相談支援事業	①障害者相談支援事業	障がいのある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関と連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
		②基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を行います。
	Ⅱ) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が適当と認められる知的障がい者又は精神障がいのある人に対し、申立の際の手続き支援を行います。また、家族等から申立の同意が得られず、申立・後見人報酬の費用負担が困難な場合にその全部または一部を助成し、成年後見制度の利用促進を図ります。	
	Ⅲ) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見のための研修や法人後見の適正な活動のための支援を行うことで、法人後見の活動を安定的に実施するための体制整備を行います。	
	Ⅳ) 意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、言葉による意思疎通支援を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。	
	Ⅴ) 日常生活用具給付等事業	障がいのある人や児童に対し、在宅等での日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	
	Ⅵ) 手話奉仕員養成研修事業	言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者養成のための研修を東部圏域1市4町で行います。	
	Ⅶ) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、生活上不可欠な外出や余暇活動のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。	
Ⅷ) 地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため地域活動支援センターの機能を強化します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行います。		

任意事業	I) 日常生活支援事業	①訪問入浴サービス	身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問により居宅での入浴サービスを提供します。
		②日中一時支援事業	障がいのある人への日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を提供します。
		③地域生活支援拠点整備事業	障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
	II) 社会参加促進事業	①芸術文化活動振興事業	障がい者等の芸術文化活動を振興することにより、障がい者等の社会参加を促進します。
		②点訳・朗読奉仕員養成研修事業	視覚障がいのある人の福祉の増進を図るため、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成のための研修を東部圏域1市4町で行います。
		③自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

◇必須事業

I) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1

■見込み量について

○障がい者相談支援事業は、高い専門性・継続性が求められることから、引き続き相談支援センターサマーハウスに委託し、関係部署や関係機関と連携を図り、ニーズに合わせた相談支援を行います。

○3障がい(身体・知的・精神)すべての方を対象に相談対応をするとともに、電話やファクシミリ、電子メール、家庭訪問による相談支援を充実することにより、より身近で利用しやすい相談支援体制の整備に努めます。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター設置	設置有無	無	無	無	有	有	有

■見込み量について

○令和6年度より基幹相談支援センターを鳥取県東部4町(八頭町、若桜町、智頭町、岩美町)で共同設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、社会福祉士や精神保健福祉士、主任相談支援専門員など、専門的知識を有する人材を配置することで、地域の相談支援機能の強化を図ります。

II)成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	3	5	6	6	7
成年後見制度法人後見支援事業	設置有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量について

○成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用や後見人等への報酬の助成を行っていますが、さらなる事業の周知に努め、引き続き後見制度を利用したい人の経済的負担軽減を図ります。

○法人後見の活動を安定的に実施するため、一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センターに運営事業を委託し、成年後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備を進めます。

Ⅲ)意思疎通支援事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員派遣事業	人/年	22	21	22	22	23	23
要約筆記奉仕員派遣事業	人/年	0	1	1	1	2	2
失語症者向け意思疎通支援者派遣	人/年	0	0	0	0	1	1

■見込み量について

○意思疎通支援事業は、鳥取県東部1市4町で鳥取県聴覚障害者協会に委託し、実施しています。引き続き、鳥取県聴覚障害者協会等と連携し、聴覚障がいのある方の社会参加の機会を確保するとともに地域で自立した生活を送ることができるよう、必要に応じて手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣します。見込量は、令和5年度実績見込みを踏まえ、算出することとします。

○鳥取県が実施する失語症者向け意思疎通支援事業を活用して、必要に応じて意思疎通支援者を派遣します。見込み量については、これまで実績はないですが、事業の周知に努め、令和6年度以降の利用を見込みます。

Ⅳ)日常生活用具給付事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	4	3	3	4	5	5
自立生活支援用具	件/年	6	3	3	4	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	4	2	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	5	5	5	6	6
排泄管理支援用具	件/年	574	599	603	603	605	605
居宅生活動作補助用具	件/年	1	0	1	1	1	1

■見込み量について

○各用具について、これまでの利用実績を踏まえて見込み量を算出することとしますが、今後も給付等を必要とする人のニーズを把握しながら、品目や対象者の検討を行い、事業の充実を図ります。

V)手話奉仕員養成研修事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業受講者数	人/年	4	4	4	5	5	5

■見込み量について

○手話奉仕員養成研修事業は、鳥取県東部1市4町で鳥取県東部聴覚障がい者協会に委託し、実施しています。引き続き、鳥取県東部聴覚障がい者協会等と連携し、手話奉仕員としての手話技術取得の指導等を行うことで、聴覚障がい者等のコミュニケーション手段の確保等に役立つ基本的な事項を教える手話奉仕員を養成していきます。

VI)移動支援事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	18	17	22	25	27	30
	時間/年	702	794	850	900	950	1000

■見込み量について

○町内のスーパーマーケットの閉店に伴う買い物支援をはじめ、今後ますます移動支援サービス利用のニーズが高まってくることが予想されます。令和5年度実績見込みを踏まえ、見込み量を算出することとします。

VII)地域活動支援センター事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター 事業	箇所/年	1	2	2	2	2	2
	人/年	87	101	110	120	130	150

■見込み量について

○相談支援センターサマーハウス、鳥取県聴覚障害者協会に委託し、実施しています。今後も障がいのある方やひきこもりの方の社会参加、社会交流の場として事業体制の整備に努めます。見込み量はこれまでの実績を踏まえ、算出することとします。

任意事業

I)日常生活支援

①訪問入浴サービス

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	4	6	7	7	8	8
	延回数 /年	360	360	400	400	450	450

■見込み量について

○訪問入浴サービスについては、サービス提供事業所として3事業所が町に登録されています。見込み量については、令和5年度実績見込みを踏まえ、算出することとします。

②日中一時支援サービス

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	人/年	4	8	16	18	18	20
	延回数 /年	360	416	520	540	540	550

■見込み量について

○日中一時支援事業については、家族の就労形態の多様化や障がいのある児童が療育として利用を希望するなど、ニーズが増加傾向にあります。見込み量は令和5年度の実績見込みを踏まえ、算出することとします。

②地域生活支援拠点整備事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点整備事業の実施	実施有無	有	有	有	有	有	有
地域生活支援拠点整備事業の検証、検討の実施回数	回/年	11	7	6	6	6	6
コーディネーターの配置人数	人/年	1	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点整備事業登録者数	人/年	0	1	3	5	7	10
地域生活支援拠点整備事業登録事業所数	箇所/年	6	7	10	12	13	15

■見込み量について

○地域生活支援拠点整備事業は、鳥取県厚生事業団に委託し、実施しています。今後も障がいのある人やその家族の高齢化は進んでいくことから、障がい児者の地域生活を地域全体で支えていく体制整備に努めます。見込み量については、令和5年度の実績見込等を踏まえ、算出することとします。

Ⅱ)社会参加支援

①芸術文化活動振興事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芸術文化活動振興事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量について

○芸術文化活動振興事業は社会福祉法人れしーぶに委託し、実施しています。障がいの有無にかかわらず、地域住民が一緒になって芸術文化に触れたり、レクリエーション活動を行うことで、交流促進を行い、相互理解を深めることで地域共生社会に向けた取り組みも併せて進めていきます。

②点訳朗読奉仕員養成研修事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点訳・朗読奉仕員養成研修受講人数	人/年	1	0	0	1	1	1

■見込み量について

○点訳・朗読奉仕員養成研修は、令和3年度において、鳥取県東部1市4町で社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館に委託し、実施しました。令和4、5年度においては、委託先法人から本事業を実施する体制整備のため事業実施を見送りたいとの意向を受け、他に委託できる事業所もなかったため未実施となりました。令和6年度以降は事業を再開する予定となっているので、令和3年度実績を踏まえ、見込み量を算出することとします。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	0	1	2	2	2

■見込み量について

○自動車運転免許取得・改造助成事業については、実績がある年度とない年度があるため、事業周知をはかり、利用者のニーズ把握に努めます。見込み量は実績があった年度と同程度で算出することとします。

第4章 障がい児福祉サービスの見込み量について

1. 障がい児福祉サービスの実績及び見込み量

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

本町では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援を実施しています。障がい児入所支援については、県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本町における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本町の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

(1)障がい児通所支援

サービスの種類	内容
児童発達支援	主に就学前の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを実施し、また、放課後などの居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	4	4	6	6	7	8
	人日/月	31	52	63	60	70	80
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	25	25	27	30	32	35
	人日/月	403	401	500	500	530	560

保育所等訪問 支援	人/月	1	0	1	2	2	3
	人日/月	1	0	5	10	10	15

■見込み量について

○児童発達支援については、年々利用ニーズが増加してきていますが、サービス提供を行う事業所が町内に2箇所しかなく、鳥取県東部圏域内にある事業所を利用するケースが増えてきています。また、放課後等児童デイサービスにおいても同様の傾向があります。

見込み量については、ニーズが増えてきていることから、令和5年度の実績見込みを踏まえ、算出することとします。

なお、利用ニーズの増加に対応するため、社会資源の発掘や障がい児の地域社会への参加、包容を推進する体制構築についても検討をすすめていきます。

○保育所等訪問支援についても利用ニーズが増加してきているため、これまでの実績を踏まえ、見込み量を算出することとします。利用ニーズの増加に対応するため、関係機関と連携し、社会資源の発掘に努めます。

○居宅訪問型児童発達支援については、町内にサービス提供する事業所がないため、見込み量をゼロとしていますが、必要時には圏域を含め、適切な支援が行き届く体制の確保に努めます。

(2)障がい児相談支援

サービスの種類	内容
障害児相談支援	障がい児通所支援等を利用する障がいのある児童に、障がい児通所支援利用計画の作成、見直し等を行い、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	19	19	22	25	27	30

■見込み量について

○障害児相談支援については、障がい児通所支援の利用ニーズが増加してきていることを踏まえ、増加で見込むこととします。

2. 障がいのある子どもの支援体制整備の実績及び見込み量

(1) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	内容
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人/月	0	0	2	2	2	2

■見込み量について

○医療的ケア児が必要とする支援を総合的に調整するコーディネーターについて、令和6年度以降に圏域内での共同配置を含め配置し、鳥取県医療的ケア児等支援センターをはじめ、関係機関と連携を図りながら地域での支援体制を整えていきます。

(2) 発達障がい者等に対する支援

項目	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施	発達障がい者等に対して、親が学ぶ子の発達促進や行動改善を目的としたペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムへの参加を促進することで、発達障がい者等の支援体制を整えます。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人/年	—	—	2	5	5	5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援者数	人/年	—	—	0	1	2	2

ペアレントメンターの人数	人/年	-	-	2	5	5	5
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	-	-	1	3	5	5

※ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの研修は、県が開催するものに参加しているため、令和3、4年度の実績については、把握が難しいので割愛する。

■見込み量について

ペアレントトレーニングやペアレントプログラムについては、県が実施する研修会を広く周知することで参加者を増やしていくよう努めます。見込み量については、令和5年度の実績見込みを踏まえ、増加で見込むこととします。

(5)障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

項目	内容
障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	障がいのある子どもが地域で必要な子育て支援や保育サービスを受けることができるよう、幼稚園や保育園、認定こども園等をはじめ、放課後等児童クラブにおいて障がいのある子どもの受入体制を整備します。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号認定 (受入施設：幼稚園、認定こども園)	人/年	0	0	0	0	0	0
第2号認定 (受入施設：保育所、認定こども園)	人/年	26	33	34	35	35	35
第3号認定 (受入施設：保育所、認定こども園)	人/年	0	0	0	0	0	0
放課後等児童クラブ	人/年	7	8	14	15	15	15

※第1号認定：満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。

※第2号認定：保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。

※第3号認定：保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。

※放課後等児童クラブ：保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校に通う児童が放課後等に利用します。

■見込み量について

- 障がいのある児童の保育所等の利用ニーズは増えてきていますが、専門的知識のある人材確保等、受入体制の整備が課題となっています。今後、障がいのある児童の地域社会への包容(インクルージョン)を進めていくこと(※注)としていることから、関係部署等と連携を図り、適切な支援が行き届く受入体制の整備に努めます。
- 第1号認定については、町内に幼稚園、認定こども園がなく、利用希望者は町外の施設を利用していることから見込みづらく、見込量をゼロとしますが、必要に応じて適切な支援ができるよう関係機関との連携体制を確保します。
- 第2号認定については、対象者が増加している一方で出生率が低下しているため、令和5年度の実績見込みと同程度で見込むこととします。
- 第3号認定については、実績がないことから見込み量をゼロとしますが、必要に応じて適切な支援が行き届く体制の確保に努めます。
- 放課後等児童クラブについては、利用ニーズが増えてきていることから増加傾向にありますが、専門的知識のある人材が適正に配置できているわけではないので、保育所等訪問支援サービスなどを活用しながら、障がいの特性にあった適切な支援を提供できる体制整備に努めます。見込み量については、令和5年度の実績見込みと同推移とします。

(※注) 障害者の権利に関する条約第19条では、「この条約の締約国は、全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障がい者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」とされている。

第5章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

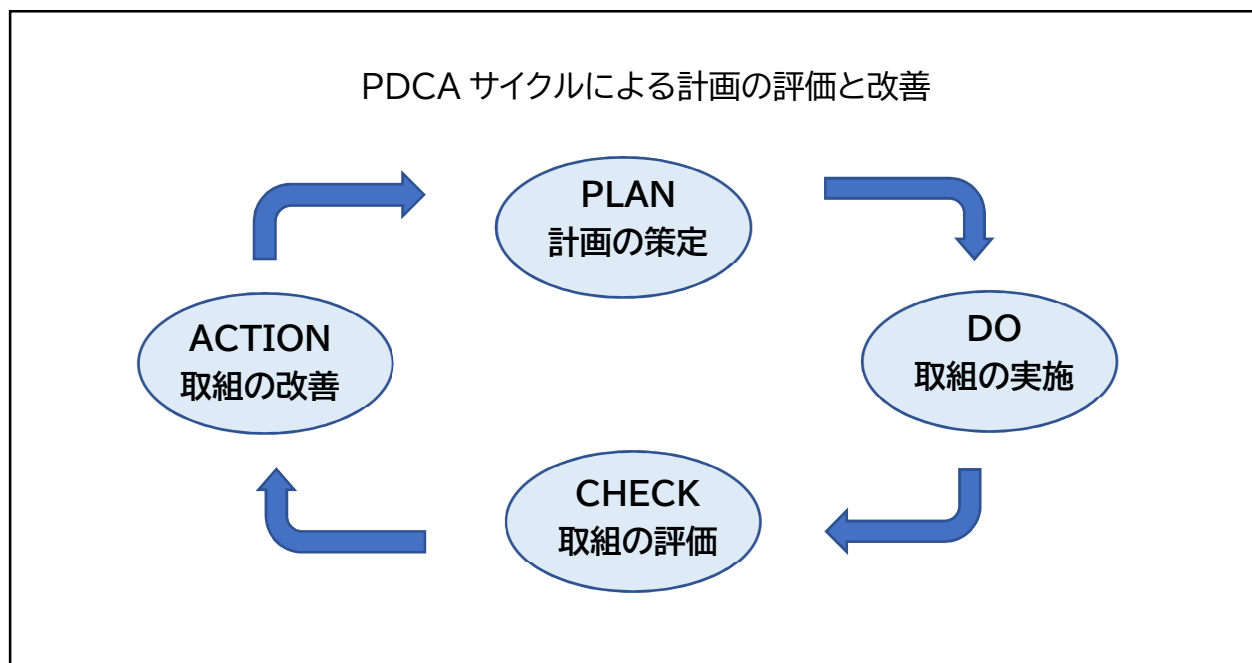
障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会的に活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス提供事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

1. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況および成果を点検・評価したうえで(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、PDCA サイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況および成果に関する点検・評価については、担当課が関係部署と連携して行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会に意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。



用語解説

※1 ソーシャル・インクルージョン

全ての人々を孤独や孤立, 排除や摩擦から援護し, 健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

※2 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、専門的職員の配置や地域移行・地域定着の取組並びに地域の相談支援体制の強化の取組などを行うところ。

※3 アウトリーチ支援

必要とする支援が届いていない者に対して、積極的に働きかけて、必要な支援を受けさせ、又は支援を受けるための情報を提供する手法をいう。

※4 重層的支援体制整備事業

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。

※5 地域活動支援センター

地域で生活している身体・精神・知的障がいを抱える人に、創作活動や交流の機会を提供する施設。

※6 地域生活支援拠点整備

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

※7 レスパイトサービス

障がい者のある方を介護する家庭のご家族に代わって、一時的に介護を代行するサービス。

※8 児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

※9 ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

※10 パARENTプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所等)が効果的に支援できるよう開発されたグループプログラム。

※11 パARENTトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークといったプログラムを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つ

※12 ピアサポート

同じような立場や課題に直面する者が互いに支え合うこと。

※13 特別支援教育支援員

小・中学校において、障がいのある子どもに対する食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助や発達障がいのある子どもに対する学習活動上のサポートを行う者。

※14 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化や障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

※15 強度行動障がい

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと

※16 医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うもの。

※17 医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

※18 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域をつくるため市町村を中心として構築される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」のこと。

※19 周産期医療

「周産期」とは、妊娠 22 週から出生後 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる期間のこと。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

※20 支え愛マップ

支え愛マップとは、災害時に誰かの手助け・声かけを必要とする人、声かけができる人、避難先などの情報が書き込まれた地図のこと。

※21 UD(ユニバーサルデザイン)タクシー

広い開口部にスライドステップを備え、車いすのまま乗車できるなど、障がい者や高齢者に配慮された誰もが使いやすい一般タクシー車両のこと。

※22 鳥取県あいサポート条例

障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して、鳥取県が平成29年に制定した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称:あいサポート条例)のこと。

※23 バリアフリー新法

高齢者や障がいのある人が建物だけでなく、道路・駐車場・公園・公共交通機関などでなるべく負担なく移動できるように、段差の解消などをめざして平成18年に施行された法律のことで、正式名称は「高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

※24 オストメイトトイレ

オストメイト(人工肛門・人工膀胱を増設している方)のための設備があるトイレ。

※25 ハートフル駐車場

障がいや高齢などで歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方などのための専用駐車スペース。利用には、県又は市町村窓口で交付する利用証が必要。

※26 バリアフリーマップ

県内の施設のバリアフリー対応状況等の情報を掲載している。

※27 アクセシビリティ

アクセシビリティとは「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方のことをいいます。

※28 ICT相談窓口

ICT(パソコン、スマートフォン、タブレット等)の利用に関する相談窓口。

※29 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある人(きこえない人)と、きこえる人(聴覚障害者等以外の人)との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を 通訳することにより、電話で即時双方向につながるることができるサービスのこと。

※30 失語症

言語障がい的一种で、「話す」「聞く」「読む」「書く」などの言語機能が損なわれ、それらがうまくできなくなった状態のこと。

※31 ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

※32 遠隔手話サービス

手話通訳者と対面せず、離れた場所から スマートフォンやタブレット型端末のテレビ電話機能(スカイプ)を使って 手話通訳を行うサービスのこと。

※33 手話マーク

手話を必要としている人を対象に「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味の表示。

※34 筆談マーク

筆談を必要としている人を対象に「筆談で対応します」という意味の表示。

※35 障害者雇用促進法

障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律で、障がいのある方に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障がい者を雇用する義務をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等について定められている。

※36 法定雇用率

障害者雇用促進法 43 条第 1 項に基づき、事業主が常時雇用している労働者のうち一定割合は障がい者を雇用しなければならないことが義務付けられたもの。

※37 ジョブコーチ支援制度

障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図ることを目的に支援を行う制度。

※38 トライアル雇用

障がい者を雇用する際に短期間の試用期間を設け、障がい者と企業側の相互で適正を判断し、両者が合意した場合に本採用が決まる制度。

※39 障害者優先調達推進法

障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために平成25年に制定された法律。

※40 あいサポート運動

様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて共生社会の構築を目指す運動。

※41 障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された法律。

※42 合理的配慮

障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

※43 不当な差別的取り扱い

正当な理由なく、障がいを理由として、サービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、条件を付するなどすること。

※44 障害者虐待防止法

平成24年に施行された、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課した法律。

※45 成年後見制度

認知症や知的障がいなどの精神疾患が原因で自己判断能力が低下した方の財産を保護するために設けられた制度のこと。家庭裁判所によって専任された方を「成年後見人」とよび、本人の代わりに財産管理や様々なサービスの利用締結・取り消しといった手続きができるようになる。

